

井伊の爬  
羅剔抉

此の如く京囚は續々江戸に護送せられ、江戸に於て、愈々大獄を起すこととなつた。若し井伊大老にして、事件を大抵のところにて、打切らんとする心掛けあつたならば、固より斯る大袈裟の措置には出でなかつたであらう。然るに彼は飽迄所謂大陰謀團を根絶せしめんと欲し、爬羅剔抉、其の手の届かん限りを盡して、尙ほ足らざらんとするの風があつた。されば一方に此の如く京囚を江戸に拘致すると同時に、江戸の陣立を改め、茲に彌よ井伊大老の意に適したる裁判官を撰定して、其の意の欲する如き裁判を行はんとしたるは、彼としては良とに必然のことであらねばならぬ。

【三二】 安政大獄の陣立 (一)

井伊派不  
滿意

伏見奉行内藤正繩、京都所司代酒井忠義など、何れも京囚の審判者としては、

長野、宇津木輩の意に満たなかつたことは、既記の通りだ。(参照 二九、三〇) 彼等が不滿意は、取りも直さず、井伊大老其人の不滿意たる可きは、云ふ迄もない。此の如くして京囚は十二月五日以來、其の翌春に亘りて、一切東下し來らしめた。然も江戸の裁判官も、亦た未だ悉く井伊大老の注文通りに參らなかつた。

石谷穆清

裁判官の重なる一人石谷因幡守穆清は、井伊直弼が、大老に任ずる間もなく、正確に云へば、一個月の後に勘定奉行から、町奉行に轉任した。固より井伊の腹心股肱の一人であつた。されば彼が硬派の一人であつたことは勿論だが、然も其の所謂る五手掛りの中、寺社奉行、勘定奉行、大目付、目付の中には、随分異見を懷いたるものもあることは、左記によりて知らるゝ。正月十三日附、宇津木六之丞の記録によれば、

正月十三日

一 石谷因幡守様へ權兵衛罷出、今度京都より御差下し御吟味物、五手(町

石谷同僚  
と意見不  
一致

奉行、寺社奉行、勘定奉行、大目付、目付之御懸りに候處、寺社御奉行(當時板倉周防守勝  
 靜)御勘定奉行(佐々木信濃守顯發)にて、飽迄御僉議御座候て大騷動に可相  
 成も難計、當時御幼君之御儀に付、大體にて爲御濟に相成候方可然  
 と之御見込にて、石谷御見込とは、甚相違いたし候に付、段々御討論之  
 上、評定所組頭之見込も御尋被成候處、是等は猶更穩當之御取扱可  
 然と申居候由。

石谷愁訴

以上は石谷穆清が、其の同僚と意見の一致せざる點に就て語りたるもの。當時  
 其の多數は、井伊の硬説に反對であつたことが判知る。  
 陰謀之者有之、御幼君之節、御調無之と相成候ては、公儀之御威權にも  
 拘り可申と、御歎息之由被仰越、委細申上候處、以之外、心得違、右様  
 之儀、水府へ聞へ候時は、大害之基に付、右御懸り、和泉守(松平乗全)様え  
 罷出、委細思召之處、申上候様、六之丞え被仰付。  
 此の如く石谷穆清の愁訴は、井伊に取り次がれ、井伊から天降りに五手組の掛

松平乗全  
説得

長たる老中松平乗全に向け、其旨を諭すことゝなつた。

一 松平和泉守様え今夕六之丞罷出、差向被仰進候儀御座候に付、御目  
 通相願度趣、公用人中川善右衛門を以申上候處、早速御逢有之、御  
 口上並思召之通り、申上候處、右様委敷御事柄は、御承知不被成  
 候へども、今日於ニ營中右之御様子粗御承知被成、奉行は説得致候て  
 も、中々手先共迄行届不申、不捨置儀に付、板倉周防守、佐々木信濃守は  
 御役御免に成不申ては成申間敷哉と、御同列にても、御談被成候事有之、  
 思召(井伊の意見)と符合致し候に付、明日承り糺速之取計に可致、  
 備後殿(太田資始)えも明朝罷出委細之譯柄、且思召之處(井伊の意見)申上置  
 吳候得ば、尙更御都合宜旨被仰候間、罷歸伺之上、罷出候様  
 可仕旨申上、寒夜御使太儀に思召候趣にて、御酒御肴御菓子等、  
 被下置罷歸申上候處、夫々御承知、明朝太田様えも罷出、委細申上  
 候様被仰付。

井伊の準備完了

此の如く松平乗全も、井伊の意見に迎合して、愈よ其腹を極めたものであらう。  
正月十四日

一 太田様え御内用に付、六之丞御使者相勤、御直書持參御目通相願、委細御口上之趣申上候處、御承知被成、品に寄夕刻可被召呼旨に付罷歸、其段申上、尙亦夕刻罷出候處、御逢有之、御用之次第被仰合可被相成は、十六日に、押て御登城被遊候様には相成問敷哉。尤右御用丈之事に付、九つ頃(正午)より御上り、御用濟次第御退出被遊候て宜敷旨被仰候間、罷歸り申上る。

幕閣の嚴譴論

幕府断獄の制

幕府の制に於て大獄を決するには、臨時の裁判廷を評定所に開き、寺社、勘定、町の三奉行及び大

直弼の意

小の兩日付を裁判官に充つ。此五職を以て組織するの裁判を稱して五手掛りの調べといふ。直弼の齊昭に於ける政界の争闘久きに至れるを以て、互に憤るの念漸くに長じ、特に幕閣既に定まるの後に至りても、水藩の君臣尙ほ之を變ぜんとするの詔命を請へるを以て、直弼の是事を尤むるの念甚深し。然れども、是事機密に屬するの故を以て幕水の人と雖も、多くは其詳狀を知らず。而して幕吏の之を知る者は開老の外、直弼の腹心に過ぎざりしが如し。直弼の意蓋し以爲へらく京師の受讓退職は職として水藩の計畫に應じたるによる者なれば、水藩は實に此件の根本にして、京師は其枝葉なるに、今此獄を断するに寛裕の處分を以てせば、本末其權衡を失して水藩の勢力を憚れりとの譏を招き、以て先きに退職したる京師の憤を長ぜん。又水藩の勢力を一舉に挫折して、以て其京師に通ずるの念を絶たざれば、今より以後諸藩の或は水藩の所爲に倣はんとする者を懲らすに足らざるなりと。而して幕吏の中此獄を寛に處せんとする者は、將軍幼少にして國家多事に際するが故に、事を穩靜に處決して齊昭を不問に置かんとするに在り。寺社奉行板倉勝靜(周防守、備中松山藩主)勘定奉行佐々木顯發(信濃守)の二人此説を持して、町奉行石谷穆清(因幡守)等と議合はず。蓋し穆清は直弼の意を承くるなり。(開國始末)

【三二】安政大獄の陣立 (二)

得 太田を説

井伊大老は、其の公用人宇津木景福(六之丞)をして、安政大獄の高等法院長とも云ふ可き老中松平乗全に、其の旨を含め、更らに乗全の提議により、井伊よりして、筆頭老中太田資始に、宇津木を遣はし、其の意を通ずることとなつた。正月十七日

一 今朝太田様御登城前え、六之丞罷出候様申來候に付、罷出御逢有之、竹輿連御吟味方に付、板倉様、佐々木様より三奉行惣懸之儀被仰立之事に付、御相談被仰進、罷歸申上る。

此れは太田の招によりて、宇津木が出懸けたのだ。板倉、佐々木は裁判官中の軟派であることは、既記の通りだ。「參照 三二」

硬軟兩派

尙ほ幕府に於ても、五手掛りの中にて、京囚其他志士裁判に付、硬軟と云はん乎、寛猛と云はん乎、自から意見相岐れ、今以て容易に纏らなかつた模様は、

左記正月二十九日(安政六年)附宇津木より長野への返書にて分明だ。

一 水戸も又々騷立候哉に相聞へ申候併、在府之天狗共は、京地之釣合も切れ候故歟、此節は大弱りにて、金銀財寶は不及申、御家重器迄も、賄賂に遣ひ、どうか御館無難に相濟候様にと働居候趣に御座候。此手段に乗り候御役人も有之歟。折角御差下しに相成候召人、今以墓墓敷御吟味も無之、就中御掛り寺社御奉行板倉周防守様、御勘定御奉行佐木信濃守様、御異存御申立、石谷様(町奉行石谷穆清)と二つに割れ、甚面倒に付、御上様(井伊直弼)にも深く御配慮被爲在候。しかし此一條程なく相濟可申、左候へばすらくと御埒付候様可ニ相成、此一條は中々難盡筆紙、程なく御歸府之節可ニ申上、爲差御心配に及不申候。

閣僚交迭

此れにて内輪の消息が、略ぼ見當が付く様に思はるゝ。宇津木が上記の如く言明したる通り、二月二日には、彌よ其の更迭があつた。二月三日

昨日思召有之、板倉周防守様、御奏者並寺社奉行御免、雁之間詰、佐佐木信濃守様、御勘定奉行御免、寄合被仰付、評定所留役組頭木村敬藏殿御役御免、小普請入被仰付、京都より之召人吟味、松平伯耆守様、御勘定奉行助、池田播磨守様同斷、御掛り被仰付。

陣立揃ふ

とある。而して此の松平伯耆守宗秀、池田播磨守頼方等は、何れも安政五年十月九日、松平は寺社奉行、池田は町奉行に任せられ、豫じめ其地を作してゐたものと見るも、差支あるまい。此の更迭にて、愈よ安政大獄の陣立は揃うた。所謂宇津木が、期待したる如く、此の一擧よりして、すらすらと埒が明く可きは勿論だ。尙ほ此事に付ては、左記水戸藩史料が、其の要領を盡してゐる。さて幕府は、既に京囚を東送し、五手掛を選定して、戊午疑獄の審判を開始せんとせしが、此に一紛議を生じたり。初め大老直弼は、胸中先づ水戸隠謀といへる大罪案を擬し、嚴に其の黨を糾問せば、必ず罪跡を得べしと斷せしも、其の所謂隱謀なるものは、彼の徒が捏造せし所にして、素より證

井伊派の  
應斷

據あるに非ず。故に五手掛は、其の審問に先だちて、會議を開き、書類其の他の物件を按檢せしに、毫も證跡を得ること能はざりき。(原注 京囚の東送と同時に、京師にて押取せし書類、一長持ほど江戸に廻送し來りたれども、一も確證とすべきものを見ずと云ふ)元來幕府の刑獄は、其の法甚だ嚴にて、或は拷問等の苛法さへあれども、苟も此の如き大獄に著手するには、豫め嚴密なる探索を遂げ、十分證據を拾收し、然る後鞫問に及ぶの例なり。然るに今や非常の大獄を起すに當り、一の徴すべき書類等なく、揣摩臆測を以て、之を斷せんとするは、是れ舊記にも未だ其の例を見ざる所なり。以下其の事實に就て語る所あるも、次回に之を掲ぐることにする。

幕府の寛典論者

的訊鞠の目

去年京囚の江戸に至る、評定所に命じて之を訊鞠す。大小目付三奉行をして之を主掌せしむ。井伊の意之をして究問訊詰、東西の關涉を審明し、罪を水戸前納言に歸せんと欲す。寺社奉行板倉周防

木村硬論

守、勘定奉行佐々木信濃守等之を可とせず。評定所留役組頭木村敬藏固執して不可とす。曰く、今也京内没する所の書類を検査するに、其言ふ所皆賢明の將軍を立、外夷の驕傲を制するにあり。是皆國の爲にする者にして、私の爲にするにあらず。殊に罪すべき者なし。但公武の間自ら盟約ありて士庶獲りに政事を京紳に譲するを許さず。然るを其盟約を破る者は罪すべきが如しと雖、是亦朝廷の嘉納する所にして、其責め自から歸する所あり、然れども北條、足利の如き悖逆之事徳川家の決して行ふべからざる所に在れば、今京内を鞠問するは到底害ありて益なし。もとより其罪を問はざるの愈れるにしかず。且水戸家臣を逮繋して之をして其君の罪を證せしむるは徳川家の典刑に背く。(按、法律の臣をして君を證せしめず、子をして父を證せしめざるを云ふ)且其臣亦豈輒すく其君の罪を言べけんや。板倉、佐々木此議に従ふ。石谷因幡守之を嚴詰せんと欲す。井伊石谷の議を用ゐ、二月二日板倉、佐々木の職を奪ひ、木村敬藏を小普請となし指控を命ず。町奉行池田播磨守を以勘定奉行を兼れ、以て佐々木に代らしむ。寺社奉行松平伯耆守板倉に代る。吉田昇太郎木村に代る。(安政紀事)

木村指控

【三三】安政大獄の陣立 (三)

木村敬藏

水戸藩史料は更らに前文(参照 三三)を承けて、左の如く語りてゐる。

故に評定所組頭木村敬藏勝敬は首として、其の不法を唱へ(原注 勝敬は多年評定所に在職して、法典舊記に精通し、強記諳熟、其比を見ざる人なりしといへり)

此れは事實であらう。其の證據は、安政六年正月十三日(公用方秘録)の記事に「段々御討論之上、評定所組頭之見込も、御尋被レ成候處、是等は猶更穩當之御取扱可レ然と申居候」とあるを見ても判知る。

過酷非難者

寺社奉行板倉周防守勝靜、勘定奉行佐々木信濃守顯發等も亦之を不可とし、其の他之を口に論せざるも、竊に大老の過酷を非難する者少からず。然るに町奉行石谷因幡守穆清及び目付松平久之允康正等は、之に反して、必ず罪證あるべしと論じ、速に鞠問に著手せんことを主張し、五手掛の議論、茲に分裂せり(原注 正月中の事なりき)。時に直弼小恙ありて出でざりしが、之を聞き

五手掛議論分裂

五手掛改組

て蹶然として起き、二月二日を以て、板倉勝靜、佐々木顯發及び木村勝敬を黜け、更に町奉行池田播磨守頼方を勘定奉行公事方兼務と爲し、寺社奉行松平、伯耆守宗秀に穿鑿掛を命じ、評定所留役吉田昇太郎を、同組頭に擧げ、更に五手掛を組織せり。かくて穿鑿には著手したれども、元より證據なき罪案なるを以て、意の如くなる能はず。是に於て乎、更に水戸の家老を糺問し、以て罪狀を羅織せんとしたるなり。(原注 茅根泰の鞠訊筆記に考ふるに、彼の五手掛より訊問せし個條は、將軍繼嗣、并に勅諭の事件にて、泰等が鶴飼に通牒したるは、則ち齊昭の内命なるべしと云ふに在り。則ち彼の意は、強ひて之を齊昭の命に出でたるものと爲し、以て其の罪狀を羅織せんと欲したるなり)

木村の決心

尙ほ木村勝敬の自から語りたる所によれば、此度の吟味は、人間の皮をかぶり候者にては、出來申さず、依て三拾俵に相成候心得にて、御爲筋一應申上候了簡、是を捨置候ては、御役義不相立、又佐々木氏も、貳百俵に相成候覺悟、誠にとんだ所へ當り候と

偽物の事

て、致二嘆息一候よし。(維新史料)  
我等は寧ろ濁世の幕末時代にも、木村等の如き廉直の循吏ありたることを、徳川幕府の爲めに慶せねばならぬ。但だ斯る循吏を黜けて懲罰に附したる井伊大老の仕打は、其の動機は、固より幕府に忠なるにある可きも、其の結果は正しく幕府を滅す所以であつた。  
敬藏又物語は、此度の眼目は、水府老公より、鷹司家へ、夷狄交易等致候様にては不レ宜候間、御指留に相成候様にと申御意味にて、御文通有レ之候に付、鷹司家にて取扱、勅諭御下しに相成候處、右は鷹司家の偽作にて、眞の勅には無レ之、右鷹司家へ一味致候者に付、召捕指下候儀に付、囚人共悉く及三吟味、鷹司家の偽作と申義を可ニ申上と申意味合にて御穿鑿致し候様、大老(井伊直弼)より書付被ニ相渡候に付、吟味懸り一同寄合及三論判候處、右書面之面にては、是と申偽作の確證も無レ之故、穿鑿致し兼候旨及三相談、板倉、佐々木、木村、大老の前へ罷出、右の段申

述候處、左様には有之候間、再應可及二勘考一旨挨拶有之に付、何程了簡致候ても、我々共行届兼候旨申置、且穿鑿いたしかね候意書取に致可二申上二哉と伺候處、書取にて指出候様に有之候に付、引取、木村義は評定所一座へも及二相談一定論之上書取候

以上木村の語る所、如何にも要領を得てゐる。京囚の東下したるもの第一回安政五年十二月五日には、小林、三國、兼田等鷹司家の家臣及び鶴飼父子が重なる者であつた。之を見ても井伊側の眼目が、専ら水戸、鷹司兩家に注がれたるを知る可しであらう。彼等は水戸と鷹司との聯絡の筋を辿りて、此に一大陰謀の巢を發見するつもりであつたものと見受けらるゝ。

井伊側眼目

【三四】安政大獄の陣立 (四)

木村意見

尙ほ井伊大老に差出したる、評定所組頭木村敬藏の意見書の意味は左の通りだ。【參照 三三三】

大意は此度の御吟味様なる義は、神祖様(家康)より御代々様御記録を繰り候ても、御例無之の事にて、不二容易一御次第柄故、御吟味に相成候はゞ、此先如何なる事に相成可申哉、見留無之、且水戸前中納言殿にて、鷹司家へ御文通有之、右に付勅下り候と申確證有之候はゞ、第一前中納言殿(水戸齊昭)へ上使被遣候歟。又は御登城相成候様被二仰進二御三家御一門御大老、老(老中)若(若年寄)諸役人御列坐の上、確證を以、御尋可上、萬一御申開無之節は、御心得違の旨申上候はゞ、御自分の御覺悟も、可被爲在、其の上にて、京へも申上候はゞ、事柄等小さく相濟み可申。御膝元に被爲入候御大本の御方を、御吟味不二相成二却て禁中を奉騷、枝葉の者を召捕、事を大きく致し、是と申確證も無之、及二吟味二候義は、出來不申道理故、御穿鑿無之内、却て宜敷御了簡可被成。



雲々の論

此れは如何にも堂々たる正論だ。斯る場合に、斯る正論を發する者あるを見れば、未だ必らずしも幕府に其人無しと云ふ可からずだ。

先代規格  
遵守の事

尚又白河越中殿(松平定信)御臺所向御改革の砌、御了簡違の義有之に付、役人中より、何程御改革なれば、御先代様より、御規格も無之の義を、被仰出候ては、宜敷有之の間敷と申義、一同相談、右の旨越中殿へ申上候處、手を打て御悦び被成、我等全く心得違なり、能くこそ爲申聞候とて、直様御書付御直しに相成候と申義も有之と申事を引、此度の義は、御了簡違なりと申様に認取、指出し候に付、大老大に怒り、且板倉始め、我等一同水府より賄賂を取り、水府方と相成候と申議説も入候に付、右の通被仰付候なり。然る處、水府より飯の一杯も貰ひ候義は無之と申候へき。

以上木村の所説、逐一尤のこと。然も松平定信を援いて、之を井伊直弼に望むは、寧ろ無理なる注文と云はねばならぬ。定信は天下の爲めに公を做さんと

佐々木等  
の同意

したるもの、直弼は、一己の成見に執着し、唯だ無二無三にそれを貫徹せんとしたるもの。相手が違へば、如何なる名説卓見も、致し方はあるまい。

右書取は木村相認め、佐々木(信濃守、勘定奉行)へ爲見候處、至極尤なりと致同意、佐々木より板倉(周防守、寺社奉行)へ爲見候處、是亦同意にて、指出に相成候よし。石谷因幡守(北町奉行吟味掛り)右書付致一覽、越中殿の義を引候義、宜敷有之まじく申候に付、及二論判、却て不レ宜と心付候義は、其通り不申立候ては不相成、越中殿の義を引候を不レ宜と申義、如何の心得なりと申様の義、及二口論、互に膝を前め候程の仕打に及び候由。以上は木村敬藏の意見書に就ての來由を録したるもの。木村等と石谷との意見が、到底合致致す可き筈はない。石谷は全く井伊の代表者として、治獄の任に當りつゝある一人なれば、公正は敢て其の目的では無かつた。

石谷と全  
然不一致

木村廣言

木村又曰、致二自負候様なれども、拙者義は、評定所雀にて、類集御用掛八ヶ年相勤來、役所に居候事故、御記録物不殘一と通り目を透し置候

事にて、御例も大抵相覺居申候。何程大老賢明なれば、未だ一年も勤不申、御例を覺候。義出來可申哉、御例を知り不申候得ば、眞闇に候。拙者杯の見込を付候。義は、間違有之間敷、只今の姿にては、穿鑿は出來申間敷候。當時穿鑿掛りの様なる人のみにて、無分別者集り、大老の指圖通り穿鑿相始め候は、徳川家の天下、是切なるべしと申候。當時大老了簡には、水戸老公を御吟味と申事は、出來不申事故、よき程に致し、鷹司家も同斷、全く此度呼下し候。囚人共の内にて、勅の僞作人を拵へ、罪を誣加へ度念のよし。〔維新史料〕

判官更迭 眞相

上記は固より井伊反對派の所説ではあるが、裁判官更迭の眞相は、全く此の通りに相違あるまじく、斯の如くして一切の異分子を淘汰し去り、裁判官は、裁判長松平乗全を始め、松平宗秀、石谷穆清、池田頼方、吉田昇太郎など、何れも悉く井伊の一味もて固め、爰に愈よ其の陣立は出來上つた。特に池田は鬼池田と稱せられ、酷吏の評判取りの一人であつた。

### 第七章 水藩の激派と鎮派

#### 【三五】 安島、茅根、鮎澤等の喚問

護送完了

京囚の護送は、第一回安政五年十二月五日、小林、鶺鴒父子等其他、第二回十月二十五日、梅田、森寺、飯田、藤井等、第三回安政六年二月二十五日にして、三月十日江戸著、此れにて京囚一切の護送は完結した。而して井伊側の所謂大獄の陣立、裁判官の更迭は、安政六年二月二日に出來上つた。此上は愈よ其の全力を此に傾注するばかりだ。果然四月二十四日に至り、幕府の手は、水戸家老以下諸臣に及んだ。

水府重臣 喚問

水戸殿御城附へ

水戸殿御家老

安島 帶 刀

同家來

竹村儀兵衛

茅根伊豫之介

鮎澤伊大夫

柏一郎

右之者、御吟味之筋有之候間、來廿六日五ツ時、同道人差添、評定所へ可レ被ニ差出。右は備後守御差圖に付、申達候間、其筋之役人中へ通達有之候様存候。

松平伯耆守

久貝因幡守

池田播磨守

石谷因幡守

松平久之允

此れは水府其物に取りて、實に一大打撃であつた。何は兎もあれ先づ城附をして、左の伺書を呈せしめた。(人名上記の通なれば略す)

水戸伺書

右之者共、御吟味筋有之候間、明後廿六日五時(午前八時)同道人差添、評定所へ指出候様、備後守殿(老中太田資始)御差圖に付、御達之趣、水戸殿へも申達候上、指出被申候に而可有御坐候。然ル處右之内、鮎澤伊大夫、柏一郎儀は、當時國許に罷在候間、早速申遣、到著次第、指出候様可レ被致候。尙更大竹儀兵衛と申者有之候所、若右之者に可有御坐一哉、竹村儀兵衛と申もの無御坐候間、御問合申候。此段御挨拶旁及御達一候様、役人共申候。

四月廿四日

水戸殿御城附

三家協議

水戸慶篤は、二十五日、書を老中太田資始に與へて、家臣の出廷は餘儀なしとするも、拘留には異議を申立てたが、太田は追て返事をするとて、固より要領を得なかつた。又た斯る事柄は、從來其の慣例なきことにて、三家の規格にも

拘かることなればとて、尾紀兩家へ協議したが、尾州家よりは、三家之威光に拘かり候まと申候得共、公邊ありての三家に候へば、家老は勿論、父兄たりとも、公邊御用と有あ之候へば、拒申す事は有あ之間敷、紀州迎も定て同意之事と被ま存候。

安島等鞠問

との意味の返事をしたと云へば、固より水戸側の注文は外れたるものと云はねばならぬ。斯くて二十六日安島帶刀信立、茅根伊豫之介泰、大竹儀兵衛安直、何れも評定所に於て、鞠訊を受けた。信立は直ちに九鬼長門守へ預けられ、泰、安直は親族預けとなりて一旦歸郷した。當時安島信立は、家を出づるに際し、自から鏡面に對して、その肖像を描いた。彼は固より一死を覺悟したものであらう。尙ほ茅根泰は、長篇の詩二首を作つた。

茅根兒に贈る詩

安政己未四月廿六日、以幕府之命、與安島大夫及大竹儀兵衛、同抵評定所、受審。此行禍殆不測。將出、得詩二篇。乃把筆一揮、留以與兒熊太郎。他日成立、其有以知余之志也。時屬天明。



安島帶刀自畫像

曉雲慘澹、杜鵑悲鳴、如訴冤者一然。

如何にも悲壯の序言だ。

長鯨横海驕 妖氛蔽日昏  
 簧言入左腹 羅織斥宗藩  
 忽值紫泥詔 遠傳自天關  
 修攘翼幕府 正將答至尊  
 況此螻蟻微 齏粉亦何怨  
 壯歲得虛名 要地浴殊恩  
 報效無涓埃 疎漏忽既根  
 丹心尚如火 誓欲雪君冤  
 椒山の言とは、楊椒山の刑に臨む詩に曰く、  
 天皇自聖明 制度高千古  
 生前未報恩 留作忠魂補  
 乃ち此れである。第二首に曰く、  
 奈何春秋義 額辯既無地  
 我公感且奮 禍福寧違掄  
 皇天未悔禍 逮捕驚禁垣  
 嗟予真不肖 學術無淵源  
 感遇不自揣 欲撐狂瀾翻  
 今日逢窮鞫 豈復望平反  
 生前未報恩 竊期椒山言

同第二首

第七章 三五 安島、茅根、鮎澤等の喚問

嗟予生不辰 夙懷二小同悲  
 願復與二教誨 一仰二萱堂慈  
 義父在二故山 罪戾或相隨  
 萬死固其分 報恩更付誰  
 日月易二蹉跎 須擇二友與師  
 勿懲二爺遭二禍 懦弱易二操持  
 望汝月兩次 拜跪誦此詩  
 (鄭小同者玄之孫而遺腹子也、故及之)  
 丁艱服未除 歸葬遂無期  
 忠孝兩虧矣 不覺血淚垂  
 兒乎纔五歲 遙望成立時  
 慎勿效二爺愚 頑鈍失二機宜  
 涵泳道義中 險夷須以之

茅根泰は、五月九日再び評定所に出づるに際し、一封書を門人長谷川允迪に託し、死後開封す可き旨を以てした。他日允迪之を披きたるに、上記長篇二首を書きたるものにて、其子熊太郎成長の後、之を與へんことを依囑したものであつた。其志良とに悲しむ可し。

茅根の志

【三六】 安島信立の述懐

水戸藩邸 職論紛々

家老安島、重臣茅根、鮎澤等の喚問は、當人共に取りてはいざ知らず、藩邸に取ては、青天の霹靂であつたに相違あるまい。而して如何に藩邸を擧げて、議論紛々であつたかは、以て知る可しだ。

鈴木大の日記、四月二十五日の項に曰く、

一 安島出ず不出と之義有之候處、公(水戸慶篤)は勿論、老公(水戸齊昭)迄も、指出可然として、彌明日指出候事。

尙ほ同月日附の日記に、鈴木大が安島を訪問し、安島との對話の記事がある。

安島曰、一先づ明日は罷出候得共、如何相成哉。此後之處何分宜敷願度候。

扱事實は追々御承知之外に、心配之事も無之候得共、勅諭一事は如何相成居候哉。是れも追々御承知之通りには候得共、一事心配之義は、鶉飼幸

勅諭問題

吉、勅諭持參にて、拙宅へ参り、公然と誇り顔にて、憚りなく参り、でかし参り候と申候間、拙者も大に驚き、夫より承り候處、拙者存じも致さぬ事等を頼み候様呑込み居候間、委細承り候處、事皆拙者の關せざる事にて、其旨申候得ば、始てしほくいたし候位の仕合故、此のみは實に如何様相成居候哉心配に御座候。

安島重大  
關係

此れは安島としては、尤なる心配だ。然も勅諭の降下に付ては、當初水戸に淺からぬ干係ある日下部伊三治、勝野豊作等の周旋尤も助めたることであれば、當時在京の西郷隆盛等さへも、日下部は安島等の代表的運動者と認めてゐた程であつた。「賜勅始末」されば鶴飼父子に於ても、固より斯く信じたものであらう。鶴飼幸吉が「誇り顔にて出来し参りた」と口を開いたのは、當人としては、固より當然過ぎる程のこと。安島の辯明を聞いて、「しほくいたし」たのも、決して不思議はあるまゝ。

鶴飼書狀  
と  
押收のこと

尙更宇津木六之丞話の由にて承る。去年(安政五年)九月十八日鶴飼(知信、吉左衛門)より出候書狀、途中公邊之手へ入候歟之處、既に其前何んでも推拔き候様云々、純粹に無之書狀参り、第一に老公多年之御眼目とも違ひ候事に奉存候得共、遠方故教諭も出来兼候間、打捨置候處、此事又々申聞けにも候哉。兎に角心配の事は、夫等のみ候間、以後之處、何分にも頼み候様申聞有之候。

安島鈴木  
懇囑

鶴飼の書狀の幕吏の手に押收せられたことは既記の通りだ。(参照 安政大獄上篇 九)然もその以外に、随分激烈なる書狀が、江戸に到來しつたものと思はる。尙又申聞に勅諭の義に付ては、此間中御周旋も有之候處、拙者には不構、早々御盡力、兎に角御國(水戸)へ下り候様、御取計ひ願度、左様に無之候ては、右を以て名として(勅諭奉戴)御國より押出し候と、中々始末に指支申候間、宜敷御含被下候様との事に候。

此れは鈴木當人に向け、安島が懇囑したるもの。本文の次に、鈴木大は、更ら



勅諭に對する安島意見

に左の一項を添付してゐる。曰く、

勅諭之義に付、前日茅根（伊豫之介、泰）より京師へ御直納敷、御廟へ納め候敷之旨申聞に候處、其後茅根申聞に、夜中能々考へ候得ば、天下之爲め、切角之御思召にて御下げ相成候御品を、届き不申候とて、返上いたし候ては、又叡慮も如何いたし候者歟。御案んじも可被遊候様にも被存候間、やはり其内、叡慮に叶ひ候様、計らひ方可有之候間、先づ御預りと申譯にて、御廟納め之方、穩當之了簡敷と存候旨話し有之候處、安島も右之論にて、是非御國へ下て、御廟納めをいたし、結局を付候様、所存に候事、前日に落ち候間、此に序に認め置候事。

安島の穩當

要するに安島、茅根等は、天狗黨の面々ではあるが、高橋、金子の徒より見れば、因循、姑息の徒たるを免れず。而して安島等より見れば、高橋、金子等は、過激無責任の徒たるを免れず。兩者の間には、當時既に若干の間隙、斷層を生じつゝあつたことが想ひやらるる。然も安島等は、當局者であつたから、幕府

の手は、先づ彼等に及びたるものであらう。

【三七】 安島等拘執後水藩の形勢

安島等處分

當時井伊側は、水戸の能く成すなきことを見縊りゐたのであらう。既記の如く家老安島信立は、四月二十六日喚問の上、直ちに九鬼長門守に預けられ、茅根泰、大竹安直は喚問の上、親類預けとなり、在水府の鮎澤國維は、五月二日、評定所へ出で、審問を受け、親類預けとなつた。而して幕府は更らに五月二日、左の督促狀を發した。

幕府督促狀

水戸殿家來

大宰 清右衛門  
木村 三穂介

杉浦仁衛門

右之者共、先達石谷因幡守方へ御差出有之候様相達候所、未レ被ニ差出候。此度安島帶刀始、其外之者共、評定所へ被ニ差出一候に付而は、書面之者、猶又住居篤と御探索之上、同所へ御差出被レ成候様、可レ被ニ取計一候事。

五月

茅根喚問

斯くて茅根泰は、五月九日再び評定所へ喚問、同十六日又た出廷したが、當日遂ひに竹中圖書頭に預けられた。

水戸藩論  
また沸騰

去年(安政五年)七月以來、水戸の衆論は、井伊大老が、水戸兩公一齊昭と慶篤一に對する措置に付、沸騰し、屢ば其冤を訴へんとして、大舉小金驛まで押出し來つた。然も漸く兩公の慰撫にて、若干鎮定しつゝ、あつたが、安島等の拘執にて復たしも沸騰し、容易に防止し難きものがあつた。然も井伊側では、此れは寧ろ覺悟の前の事であつた。當時宇津木六之丞が、長野主膳に與へたる書中の一節に、

井伊側覺悟

五手掛御吟味も、東行之向は、追々御調も付、此程水府御家老安島帶刀、外に大竹儀兵衛、茅根伊豫之介御呼出しに相成、御糺之上、帶刀は、九鬼長門守様え御預け、外兩人は、水府より附添人え御預けと相成申候。右之外にも御呼出しに相成候得共、御國許え參り候趣にて、著次第御呼出しには相成候との事に御座候。一體御呼出しに相成候ても、容易に御差出しには相成間敷やと申囀も候得共、子細なく御差出しに相成候。帶刀(安島信立)は相成間敷やと申囀も候得共、殊之外御迷惑之由にて、御歎訴被レ成候得共、御聞無レ之由に御座候。右一條に付ては、いづれ天狗共には、騒立可レ申、不遠自滅可レ致、是にて眞に太平に歸し候事と奉レ存候。

金子教孝  
意見

此の如く井伊側は、寧ろ速かに爆發して、其の自滅の期を早めんことを期待してゐた様だ。豫て硬派の領袖であつた郡奉行金子教孝も、當時江戸にありて、其の現状を察し、此際徒らに妄動輕舉せば、却て敵の術中に陥らんことを虞れ、左の一書

を、其の同僚に與へてゐる。

扱前文安島御差留御預に相成候に付ては、少壯之有志憤激之餘、南發も難計、就ては郷中之者勅立候様にては、名義も相立不申、甲辰以來之誠忠も空敷相成可申と、兩公御配慮にて、追々御親書等を以て、鎮撫之御下知被爲在候處、猶更元締差下取鎮可申との御下知に付、則野島(當時金子は郡方元締野島佐三郎を、水戸へ急行せしめた)へ相達、指下申候、鎮撫之儀、宜御指揮御座候様致度、此段得二貴意一候。以上。

齊昭他藩  
預けの職

此の如く金子も兩公の意を體して、専ら鎮撫に骨折つた。尙ほ金子の所言として、鈴木大の日記には、左の如く録してある。

廿七日(安政六年四月)

朝金子と中山執政に至る、鮎澤を訪、萩を訪、久木を訪。

一(金子曰)幕府監察之口上之由、此度は死罪四人、遠島四人、老公(齊昭)は他藩へ御預け、御家來にも御當り有之候よし承り申候との事。

とある。此れは果して何の確證ありての言乎、當時如何に種々様々の風評が、世間に行はれつゝあつたかゞ判知る。

### 【三八】 金子教孝の意見

金子の同  
志鎖推

當時硬派の領袖の一人、金子孫二郎教孝の如きも、江戸に在りて、寧ろ人心鎮撫の必須、大舉南上の不可を認め、書を水戸の同志に送り、其旨を説き傳へてゐる。乃ち四月二十九日(安政六年)附の書に曰く、

扱安茅(安島、茅根)等呼出之上、安(安島)拘留、茅竹(茅根、竹村)歸宅相成候得共、何も縲囚之姿、茅(茅根)此上留られ候も難測、鮎兄(鮎澤國維)は何共申兼候へ共、二日には御歸邸、何共安心不仕候。猶此上呼出之者も可有之、總而骨拔之策、成就之上に而、勅詔取戻之策に出可申奉存候。

當局意中  
を猜す

動搖の不利

此れは斯く猜するも、中らずと雖も遠からずであらう。  
 依而は勅取戻之機會と申而は、骨拔とせう、ごたくに相成候。後ならでは有之之間敷。其外舉義之名有之程之暴は、當今は出申間敷被レ存候。  
 此れも斯く猜しても、先づ差支はないであらう。以上幕府側の出口を見透して、左の如く意見を開陳してゐる。  
 扱此度呼出一條に而、動搖いたし候。而は、私黨に相成、殘念に存候。せめて泉下ニ芳名を存し申度候。併最上の名義をのみ志候。而は、其中ニは、骨拔とせうニ可ニ相成、私黨を離れ、名義之廉さへ相立候は、可レ然。但、他をたのみず、多をこのまず候。て、先生方ニて御決斷、大義を御ふまへ之外、有之之間敷、委細弓氏(接するに弓削三之允、即ち矢野長九郎の變名歟)口頭に話申候。くれくも名義相立候。而、國家を維持致度、危急存亡之機、宜敷御熟議、否可レ被ニ仰下候。頓首。  
 四月念九(安政六年)

教

孝

幕府先づ  
差置か

茅甸 柚門 西 北様  
 茅甸は豊田亮、柚門は高橋愛諸、西は太田政徳、北は野村鼎實、何れも金子の同志者だ。上記によれば、強ち無事唯だ。希ふの偷安姑息の意見ではない。唯だ大義名分を顧み、私黨の暴動たらざるを期したるまでだ。金子は尙ほ同書の追伸にて、左の如く説いてゐる。  
 幕よりも勅 詔御取戻、ほんごに不致候。而は、不ニ相成一見込勿論に可有之候へ共、當節御取戻に而は、水國之人氣を激し可レ申候へば、先づ指置、諸役所に而申出ものなどを沈め置候。と同様之取計可レ然と申意味の儀と推考仕候。此儀推考のみニは無之、閣老も當分先づ何なしニ棚へ上ゲ置候。方、勝手之振は、たしかに探得候。廉も有之候。  
 物論鎮定の後を俟て、勅 詔御取戻の沙汰に及ぶ可く、それまでは幕府も、其儘看過す可しとのこと。

問部の水  
抄への換

金子の本  
意

高崎五六  
來訪

先日勅諭之儀、御手調に而閣へ御催促被仰遣一問閣御挨拶之趣も有  
レ之、久侍中(久木久敬)竊ニ拜見仕候由。  
此れは水戸當主慶篤が、自分一存にて、閣老問部詮勝に、勅諭の件に付書を  
與へ、問部よりの返書あつたことを云ふ。

是も甚奇々怪々之事情可有之と、此は全く推考に御座候。とかく名義さ  
へ相立候へば、三位重盛が清盛を諫候趣、純粹之有志ニ而、決心之外無  
レ之様、他と多をたのミ不申儀、肝要と被存候。  
多數を頼まず、他力を頼まず、少數の有志が、大義名分に據りて運動する、是  
れ金子の本意。

名義を以決心さへ致候は、他多之應援、其中ニ可有之被存候。颯  
(薩)之高崎生(猪太郎、後に高崎五六)昨日來訪、面會之所、議論之大意は、貴地  
に而申述候通に有之、先達而岩下(左次衛門、方平)等之論とは相違ニ付、其  
段問返候上ニも、彼是申廻し候へ共、廉々を以、申談候へば、先達は

事情切迫、只今ニ而は、模様も違候間、隨而論もかはり候氣味に候  
へ共、水國ニ而、義舉いたし候へば、隨而盡力可仕との申聞に有之、  
一體岩下等に比候而は、文事有之、遊學生之口氣ニ而、實意決心は、遙  
に下り候様被存候。畢竟論の替り候ゆへと相見、ちとひるミ候而引  
取申候併流石に大藩且決心も御座候へば、不遠邸外ニ而再會可致と  
申合、堀(仲左衛門)樺山(三圓)などは、今以一段決心も可有之奉存  
候。

薩藩と  
水戸藩士

薩藩の有志は、安政五年の末期から六年の初期にかけ、堀仲左衛門、岩下左次  
衛門、樺山三圓等水戸藩邸に來り、窃に謀る所あつた。當時薩摩にては、所謂  
る精忠組なる有志の一團、正さに機を見て突出せんと、勢を示し、藩主の慰  
撫にて、漸く其鋒を藏めた。而して安政六年三月下旬には、高崎猪太郎水戸に  
赴き、有志と協議する所あつた。併し金子の意見にては、何は兎もあれ、先づ  
少數同志の決心を固め、大義名分により、其中堅となりて、此の危機に善處

するの意見であつた。然も金子の此書の水戸に達する以前、水戸の形勢は、到底手を著くる能はざる程の潰出を來たした。

【三九】水藩激派鎮派の分裂

水戸激派  
憤慨

神職有志

江戸に於ては、水藩の當局者は勿論、硬派領袖の一人と目指される金子教孝さへも、輕舉妄動を警め少數の志士、此れが中樞となりて、機を見て起たんとす可き勢ではなかつた。五月三日には、床井親徳等十八壯士は、水戸を發して南上した。同日靜神社長官齋藤一徳等神職數十名、亦た南上の途に就いた。齋藤等はその前日神職六十餘名の連署もて、建議した。其の一節に曰く、此度御家老安島帶刀殿九鬼長門守殿へ御預ケ被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候趣承知仕、誠

建言

ニ以而驚入候……何卒右帶刀殿早速御引戻し被<sub>レ</sub>遊、兼而奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。勅<sub>レ</sub>説御廻達之御儀は勿論、御三藩之御威光御輝し被<sub>レ</sub>遊、御先代様より之御至誠被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>貫候様仕度、若し萬一御引戻しも無<sub>レ</sub>之、御遲滞被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候は、右場合に至り候儀、眼前ニ鏡を懸而見るに均敷候間、此段如何程御下知被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候とも、安居罷在候様、不相成<sub>一</sub>候間、速に馳登り一生懸命之御奉公相盡し可<sub>レ</sub>申と、一同決心罷在候。且又旨儀により、此度之御儀は、御家計り之儀にも無<sub>レ</sub>之は勿論、神州之興廢にも拘り候事に有<sub>レ</sub>之候得ば、我々共職分之儀を以、京師迄も罷登り、乍不<sub>レ</sub>及周旋可<sub>レ</sub>仕候。此段恐を不<sub>レ</sub>憚奉<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>候。

家老に呈  
出の嘆願  
書

此れは神職ばかりでなく、水戸士民有志者一般の聲であつた。尙は南上に際し、有志者の面々が、家老山野邊義藝に差出したる歎願書中の一節に曰く、彼是日ニ増ニ切迫の場合、片時も早く勅<sub>レ</sub>説の儀、御催促被<sub>レ</sub>遊、條理御辨明の處、御取行、天朝公邊の御爲、至厚の敬慮被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>貫候様、并安島殿早

早御引戻ニ相成、三藩の御規格御立拔被遊候様、御盡力の程、爲三國家一奉ニ至願一候。萬一勅諭の儀、彼より申出候迄、御打捨被遊候は、此後の變化難量、自然如何の場合に至り可申哉、兼ての御丹誠も空しく相成、三藩の御規格も相破り、此儘ニて御差置被遊候様ニては、一統憤懣難忍候間、早速御上登ニて、右の儀御申上に相成、速ニ御明斷の御處置被爲在候様、御盡力奉祈願一候。

激派鎮撫

斯くて憤慨の餘、或は水戸、或は南上の途中、或は江戸にて切腹したる志士、數ふるに違あらず。然も江戸水邸の當局は、只管ら鎮撫を事とし、他に詮すべもなかつた。此に於て金子教孝は、今や人心の激昂、到底如何ともす可からざるを見て、寧ろ此勢を利用して、奉勅の大義を宣べんとし。此に於て有志者の中に於て、自然に激派と鎮撫派との分裂を來すに到つたことは、水戸藩として、尤も不幸の一事であつた。

幕府の水戸對策

水戸の士民の南上に就ては、幕府も安からぬ有様に、當時微恙にて引籠り中であつた井伊大老も、此事を聞くや、五月十八日登城し、兵力もて之を鎮壓せんとしたが、衆議其の大早計なるを諫め、先づ水戸の事情を審問す可しとのことにて、直に家老を召喚した。當時宇津木六之丞が、長野主膳に報じたる書中の一節に曰く、

水藩又々騒立候由。……愚意申上候處、御不快押して十八日御登城、段御評議御座候處、全く士分は少く、多分修驗、百姓、郷士體之者之由に付、公邊より御人數被差出一もおどけ候譯に有之、水府え御達に相成候方可然との御評決に相成、即日水府家老兩人御城え御呼出し、早々取鎮め可申、左無之候ては、公儀御法通り被仰付一候旨、御達に相成、恐入畏候由、尤自然之節には、被差向一候御人數之御調も、御手中御取極に相成候趣に御座候。

水戸兩派の敵視

とあれば、井伊側では、固より之を豫期したるものであつたらう。然も水邸の要人等は、一意専心幕命を遵奉して、鎮撫を事とし、金子、高橋の諸有志者は、

却て此の閥黨憤激の大勢を利用して、勅書廻達を實行せんとし、此の如くして有志中に、鎮撫派と、激派との兩派を生じたるばかりでなく、やがては互ひに反目し、敵視するに至つたのは、如何にも水藩に取りて、遺憾至極の事であつた。

### 水戸藩中の奸黨

大獄の罪案は、井伊掃部頭が間部下總守と議りて自ら裁斷したるなり。板倉周防守は評議の席にて掃部頭に向ひ、「御美君も開國も貴説の如く行はれしことなれば、此上は斷獄も大抵になし給はんこそよけれ」といひしに、掃部頭は色を變じて座を起ちたるが、周防守は其翌日御役御免となりたり。下總守とても、かの罪案を固執したるにはあらず、之を固執したる者は、唯掃部頭一人のみ。蓋し高松の入説によれるものならんか。いふまでもなく高松の背後にはかの所謂水戸の奸黨ありて操縦したるものと知らる。而して奸黨の意は此度の例を以て天狗黨をも嚴科に處せんとするにありしなり。「昔夢會筆記」

### 【四〇】 金子、鈴木の對談 (一)

#### 兩派領袖

水戸に於ける所謂正義派の連中が、激派と鎮撫派とに分裂し、やがては兩派の相ひ闘ぐ、却て正奸兩黨——藤田派と結城派——の相ひ闘ぐよりも甚だしくなりたるは、獨り水戸一藩の不幸のみではなかつた。鎮撫派は概して當局の要人等にして、中にも志士中の元老とも云ふ可かりし會澤安の如きは、其の尤なる一人であつた。而して激派は固より、金子教孝、高橋愛諸兩人が、其の領袖であつたことは、云ふ迄もない。

今ま茲に鎮撫派の一人、鈴木大の日記に徴するに、鈴木は安政六年五月十日、金子教孝と、其の意見を交換してゐる。

十日(安政六年五月)朝久木を訪。晝後金子を訪、立原を訪。

一 御國(水戸)出發の人数、松戸にて被留候處、其内の者、立原源太兵衛、松戸宿屋松屋にて屠腹死去の事。右は御爲にて罷登り候處、御不爲に候は

#### 壯士屠腹



金子意見

ば死を以て御申譯と申候よし也。  
 此の如く壯士の相ひ屠腹したるもの、前後相ひ接した。  
 一 金子にて、國事を議し候處、金子云、此有様次第に敗れ候間、挽回の義は次第に出來申間敷、所謂油賣りの地獄落ちと歎にて、上らんといたし、づるりくと落ち候姿に候間、事を一舉に決し候外有之間敷との事。

事を一舉に決するが、金子等の見識だ。窮鼠猫を食む。井伊側からの壓迫も、極所に至れば、斯くするの外はあるまい。

余云(鈴木大)、大に御尤には候得共、扱一舉に決し候とは何を御眼目に候哉と申候處、味方ヶ原戦の如く、始め石打より終に大戰に至り候姿故、御國動搖甚敷、追々出府いたし候は、幕にても其儘には出來申間敷、左候は、勝敗を其時決し候ては如何との事故。  
 余云、夫は左様相成候譯歟は、難料候得共、愚見にては何分にも見留め

鈴木持重

付き不申候と申候得ば、

金子云、左様ならば此姿にて居り候は、見留め有之候哉との事に付。

余云、此姿にて居り候とも、屹と挽回の義出來候と申見留めは勿論付き不申候得共、大事を見留なく發し候事も出來不申、殊に愚見にては、此姿にて降り來り候義を、出來候丈け防ぎ候て、押し行き候は、どう歟少々の間は、持ちこたへ可申、其内機會も可有之、左候は、此姿にて無之、一舉して事をいたし候ては、一年持ちこたへ候義を、一二ヶ月の内に敗れ候姿と奉存候。夫は先づ置き、第一當て無之候間、如何いたし候者歟と申候處、

金子覺悟

金子云、此の天下の大變にて、天下有志之士憤懣いたし候者も、大勢(多數)可有之、水戸より勅を廻達致候は、應じ候者無之にも有之間敷、既に其旨老公(水戸齊昭)へも申上候處、老公にても成程そふ歟も相知れ不

申と被遊候と申候間、

余(鈴木大)云、愚見にては、天下にて第一の頼みに致候長州すら、宣下後

(將軍宣下)局面を變じ參府致候時節にて、何共安心不致と申候處、

金子云、外の應否に頓著致候ては、事は出來不申、夫は先づ置き、御國

之勢ひ中々留り兼候間、指支候との事故、

余云、夫は却て憂ひるに足り不申と申候處、

金子云、左様ならば如何致し留め候哉と申候に付、

余云、先生(金子)始め邸内御立場にて彌ヶ様と議論を定め、此場は引締不申

候ては不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>と申事に相成り、出發人數の立場の者へ、利害得失申聞ケ

候はゞ、引き可<sub>レ</sub>申。利害を申付け、御國御爲メに不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>と申候ては、

夫にても何でも出府いたし不<sub>レ</sub>申候ては不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>と申候者は、有志之士

には有<sub>レ</sub>之間敷、

此の如く金子は寧ろ此の機會を利用して、事を一舉に成さんとするにあり。此

鈴木鑣進

金子の計  
熟するか

れは如何にも冒險の一六勝負であつたが、彼の胸中では、恐らくは反對黨の  
巨魁井伊直弼其人に向て、一撃を加へんとするの謀は、既に成熟しつゝあつ  
たものであらう。

【四一】 金子、鈴木の對談 (二)

經事者取  
結意見

金子、鈴木兩人の對話は、尙ほ左の如く續いてゐる。

余云(鈴木)、且つ萬一左様申候はゞ、此迄有志と申候ても、亂賊之士にひ

としく候間、嚴重取扱ひ候外無<sub>レ</sub>之、右にて留り不<sub>レ</sub>申と申譯決して無

之。右留り不<sub>レ</sub>申候と申は、即ち先生方に出發の御論盛故に候間、夫等

之事は、却つて愚生は頓著不<sub>レ</sub>仕、唯々先生方の御論の定り候處を專務と

奉<sub>レ</sub>存候と申候處

此れは有志の輕舉妄動して、南上するは、亂賊同様であれば、嚴重に之を抑止す可く、然も抑止し能はざる勢を呈せるは、畢竟金子等の出發論の爲めに激成したるに外ならねば、金子等先づ自から斯る過激、教唆的の議論を慎む可しとの意味合だ。

金子云、夫は左様歟も不存候得共、どふも留り候事には參り申間敷と申候間、

余（鈴木）云、成程御思ひ立被成候上は、今更御留りは無之譯と存候と申候得ば、

金子云、左様ならば、拙者を動揺頭と御覽被成候事に候哉と申候間、此れは金子としては、尤の質問である。恐らくは正直のところ、鈴木は全く金子を斯く見てゐたものであつたらう。

余云、左様之譯には無之候得共、唯今之御話にては、理合に於て更に解け不申候故に候。扱愚生も少々は所存も有之、隨分御國之御模様を存じ

不申候にも無之、動搖と申しても必死之者何百人もは無之候間、當てなしに押出し、此迄幕にて水府之底之分り不申候所にて、大に益を得、威を貯へ置候處、其底を扣き、幕府よりは、となげ知れた者と被思、此迄御國壯勇之氣勢も無之に相成、遽に大敗之本と相成候義、何共難計、苦心之事に御座候得共、無致方一奉存候。

乍去一言願ひ置度義有之候。御論之通り、事出來候歟は難計、左候は、國家之爲め無此上一候得共、愚見には前文の通り故、萬々一愚見の通りに相成候節、間違候とて唯爲引候様之義にては、幕府の有司より、水戸は知れたものと被侮、如何様之事を被致候哉難計候間、彌愚見通り相成候は、結末は御決斷を願度候と申候處、

金子云、決斷致候とて、兩公（齊昭、慶篤父子）御承知無之時は、戦ひも出來不申候と申候間、

し可申、左候は、水府之氣勢未だ挫け申間敷と申候處、金子云、夫は暴論と申者にて、直に井伊始め、此方を敵に致し候事には無之哉と申候間、余云、左様に候

金子云、臣下として、君の敵を拵へ候ては、相成申間敷、余云、夫故國之爲め、今之内爲引候様いたし、底を見せ不申候様致度と申事にて、夫も不被成候は、始めから國之爲めとも不存候間、やはり暴で御推拔被成候は、又やはり御國之爲めにも相成候歟と存候故、右様にも申候事也と申候處、夫は出來不申杯申候間、夫切りにて、跡は論じ不申候て返り候事

鈴木も金子も、何れも奥齒に物のはさまりたるが如き氣持にて、議論を闘はし、互ひに眞肝を吐き出したるものとは思はれない。更らに一步を進めて考ふれば、金子は鈴木輩を與に議するに足らずとなし、相手とはしなかつた様だ。

互に眞肝を吐かず

鈴木金子を追ふ

十二日(安政六年五月)

一 御國出發之人數、追々雲霞の如く到着に付、余思フに前日金孫へ(金子孫二郎敬孝)、随分論じ候處、中々聞入申さぬ事と存候得共、國之爲めには、少々見當を違ひ候様被存、畢竟此迄事情にうとさ失と存候間、今一應論じ度と存じ、金子鎮撫として新宿へ行き候故、跡より逐ひ行處、小金へ参り候よし故、直に小金へ行、尙又過日之通り論じ、且云、過日得ニ貴意一候通り、屹と結局之御決斷無レ之御積りに候は、唯今にても、未だ間に合ひ、且つ此位にて又颯と相引さ候得ば、幕府益々恐れ、國に大利有之候間、早爲ニ御引可レ然。左なく候は、度々得ニ貴意一候通、速に大老始め御倒しは如何と申候處、何分承知無レ之、且つ云ふ、結末之御心配にも不レ及、五人成六十人は、今にも色々之事仕出不申候得ば宜敷と存じ候位なり。乍去成程一とこぶし早き様には候得共、出來候物故、先づ御覽被成候様との言にて、意氣十分盛故、

余云、事なれば大功に候得共、どふも見込兼候間申上候なり。わざわざ此迄參り候得共、無詮候間、此よりは拜見可仕とて歸り、夫より諸旅宿をも經不申、直に歸り候事。

而して鈴木は更らに、其の日記に斯く誌してゐる。

鈴木思憲

此時熟考いたし候に、此迄人物先づ安島、茅根、金子、高橋等に候處、安茅ケ様相成候跡は、金高外無之處、ケ様事情をも取違ひ候上、外に苦にいたし候事にて有之歟、ちと兩公(齊昭、慶篤)をも省み不申候様被存候、尤も其名とする所は、實に天下之大義に候得共、畢竟右大義を全くいたし度候間、焦心苦思も致候事也。然るをケ様一舉に被致候義、どふにも呑み込み兼候間、此上は先づ暫く金高之手ざわを見可申云々。併し金子等をして云はしむれば、燕雀安んぞ鴻鵠の志を知らんとでも申したであらう。彼等は此の勢を抑止せずして、寧ろ之を利用せんとしたものであらう。

### 第八章 水藩士審問

#### 【四二】 宇津木の強硬意見

關口園十郎風聞書

水戸側に於ては、有志者中に、激派鎮派の分裂を生じ、やがては互ひに反目し、遂ひには互ひに敵視するに至らんとするの形勢を來たしつゝあるに際し、井伊側にては、水戸より士民の南上するを安からぬことと認め、此れに對して嚴重の處分をなす可く、それ〴〵評議を凝らしつゝあつた次第は、既記の通りだ。〔參照 三七〕當時井伊直弼の公用人宇津木六之丞が、關口園十郎の風聞書に添へて、井伊に上りたる意見書は、其の消息を語るに、尤も有力の文書なれば、今茲に之を掲録する。

風聞書本文

一 關口園十郎より、左之風聞書差出候に付添書いたし申上ル。風聞之趣

關口園十郎

水藩士江  
戸繰込

水戸道中此程及ニ混雜罷在候處、水戸より人數繰出し、當十四日(安政六年五月)小金町え凡七百人餘罷出、翌十五日に至り千人餘に相成、右旅宿之儀は、同所困窮之者相除き、中以上之者不殘え宿被ニ申付、存外之混雜、就ては小金町御旅館明地え陣小屋と唱、間口四間、奥行拾五間之小屋三ヶ所、當十五日中に出来候様、出張之向より嚴談に付、直様取掛候處、尙模様替に付、奥行四十間之積、昨十六日朝一棟出来上り、昨夜より右小屋へ相詰申候。追々右之外、本所小梅藏屋敷えも出来之風聞、且十四日我孫子宿え神主修驗凡四百人餘止宿致し、十五日同宿より追々小金町え引移候様子、是迄江戸え罷越候もの、凡二千四百餘人之由。

一 十五日夜小金町えは人數詰り切不申、水府目付役之者より及ニ指圖、直に小金町より壹里餘、流山村え六百人餘相廻し、同所より江戸表え繰込候由。同夜百人程は、日光道草加宿へ一泊仕、昨十六日、板橋通り、駒込之方へ罷越候由。

宇津木の  
對策

未五月十七日

以上は所謂る風聞書だ。此れに就て宇津木の意見書は左の通りだ。

別紙風聞書之趣にては、如何にも公儀を蔑視致候處不輕次第、此儘被ニ差置候ては、乍レ恐御威權にも拘り候儀に付、水戸御屋形え急度御沙汰被レ爲遊、夫共及ニ遅々に候はゞ、公儀より御取押可被レ成旨、不ニ仰出一候ては、向後御取締にも拘り可申、右出張之面々は、狂人同様之者共に付、如何様之儀、仕出し可申も難計、萬一之儀有之、御手當無之ては、御不覺之次第、夫は差置候ても、先立て以來、水府之天狗共に、御恐怖之様に、京都にて申唱候哉に有之、今度穩便之御處置にては、誠に以御一大事之御儀と奉存候間、乍レ恐御賢考被ニ下置候様仕度、此段奉ニ申上候。

五月十七日

此の如く宇津木は、其主井伊を刺戟し、更らに其の翌日は、左の一書を上り

御咎手弱の害

昨夜奉申上候、小金え出張人數之儀に付、猶又左に奉申上。一、此儘被差置、水府御咎手弱に候得ば、彌以御恐怖之御處置と申唱候。様可相成、御手強に被仰出候節には、不敬之所行可致は必定に付、其節は急度御手當之上に無之ては、難被仰出、其期に至り候得ば、是非劍戟を用候場に至り可申と、奉存候。即今嚴重之御手當之上、嚴敷御沙汰に相成候。迎、老公初天狗共御咎之輕重知れ不申内には、死に物狂ひ之働可仕御氣聞は無之。昨年騒立候節には、荷擔之諸候も有之、御役人方には徒黨之方も有之事に付、其儘被差置候儀、誠に無御據次第に候得共、今日嚴威御示し被遊候機會、此圖を御はづし被遊候は、却て眞に争亂之場に至り可申と、奉存候。に付、御威光を以て、不届之奴原、嚴重に被仰付候。上は、老公初天狗共、御憐愍御座候ても、眞に御憐愍と心得不申、此儘にて御仁憐之御沙汰に相成候。ては、乍恐御威權に拘

水藩驕慢

り、實に一大事と奉存候。昨年來水藩之模様、相考候處、驕慢強情之者共に付、いづれとも、一度は嚴敷不レ被仰出ては、治り付申問敷、左候得ば、此節嚴威御示し被遊至極之機會歟と、奉存候。

出師の見

一、彌嚴重之御手當被仰付候。御儀に候は、御膝元之儀に付、御先手、兩御番、大番頭、町奉行等、御旗本之御人數を以、御取押に相成可然、右にて御不足に思召候は、御譜代御大名え被仰付候て可然、御在府之御譜代役人之外にても、凡八拾人計御座候様、奉存候。右等を被差置一國持外様え被仰付候。ては、是又御威權に拘り可申と、奉存候。乍恐御賢考可被下置候。

五月十八日

公用人

幕閣不贊

乃ち宇津木は、此れを好き潮合として、水戸に一大打撃を加ふ可く、井伊直弼を懲息した。然も此の意見は、幕閣には容れられず、同十八日井伊は疾を力めて登城し、評定の上、水戸家老を召喚して、其の事情を審問することとなりた

るは、既記の通りであつた。〔參照 三七〕

【四三】 茅根泰の鞠問大意 (一)

審問緩慢

井伊側では、裁判官を更迭して、其の陣立を立て直した。〔參照 三一—三四〕然も京囚に對する審問の如きは、寧ろ頗る緩慢に失する程であつた。彼等が元凶首惡と目指したる梅田雲濱の如きも、其の在府約二百四十日間に、評定所に於て取調を受けたるは、三月十二日と、八月十四日の二回に過ぎなかつた。其他何れも之を以て類推す可きであらう。蓋し此れは一通り京都に於て、取調が出來てゐたから、唯だそれを確かむるまでのことであつたと云へば、それも一應の申分けはある。

茅根鞠問二回

扱も江戸にて拘執せられたる連中、特に水戸の家老、重臣等に就ては如何と云ふに、此れも茅根伊豫之介の如きは、四月廿六日(安政六年)評定所に「出頭し、五月九日再び出頭し、同十六日又た出頭し、當日執られて竹中圖書頭に預けられ、八月二十七日安島等と與に刑に就いた。乃ち其の鞠訊を受けたのは、二回に過ぎなかつた。今ま試みに當人の自から筆記したる所に就て、之を掲げんに、

茅根出廷

一 同日(安政六年四月廿六日)五つ時(午前八時)安島子には御目付美濃部新藏、並其親戚中山庄司左衛門、鈴木藤次郎付添へ、余には小十人目付塙清之允、秋山三郎次付添、大竹儀兵衛には、小十人目付梅澤孫太郎付添にて評定所へ至りけるに、寺社奉行松平伯耆守宗秀、大目付久貝因幡守正興、町奉行兼御勘定奉行池田播摩守頼方、町奉行石谷因幡守穆清、御目付松平久之丞等、出揃まで、門前に待せ置る。(此日鮎澤伊太夫、柏一郎の出ざりしは、此節兩人共、御國に居し故なり)

此れが評定所に趣きたる次第だ。



一 寺社奉行始め五人出仕に相なりければ、安島子始め、一人切に付添人同道、玄關に登れば、役々控居、始め名年月迄尋ねられ、その上にて御大法の通り、双刀、懐中物等、總て取上げられ、只鼻紙手拭のみ渡され、控席へ通り、暫らく待ち、安島に吟味半時計(現時の一時間)次に大竹、是れも刻限同様なり。次に余が名を呼びかけしゆゑ、立たんとせしが、午飯の由にて、控させられ、余も弁當を遣ひ、やゝありて、吟味の席へ出で、吟味を受け、伯耆守、因幡守、播磨守と順々に尋ねらる。終て元の所に引き、大目付は全く立ち合の事、見え問ふ所なし。

以上は審問の様様だ。

一 かくて安島子は、九鬼長門守の家來九鬼與五衛門なるものと一同に呼び出だされ、吟味中同道人へ預け返さるゝ趣、伯耆守より達ありて、相引き、預り人へは、それ々々請印申付られの様子なり。安島子残されしこと同人の心中はさらなり、國家の大恥、此上もなく、扱々残念なること共なり。

如何にも其通りだ。

一 返さるゝ時も、玄關にて大小懐中物等返し遣旨申渡され、下役よりそれぞれ出し渡さる。

一 著服は何れも服紗麻上下、但差添人は、皆肩衣なり。

此れからが、茅根當人の筆記にかかる鞠訊の始末だ。

四月廿六日鞠問大意

松平伯州より

一 其方儀、度々鶴飼吉左衛門父子へ、御養君等之儀に付、前中納言殿(水戸齊昭)直書の御取次致候趣、右は如何之事にて、右様相運び候哉。

答 御養君杯申儀は勿論、度々と申事は覺不申、尤一兩度は取次も仕候。

一 夫は如何様之儀に候哉。

一度は巴豆之事に付、吉左衛門より申置候儀有之由にて、此事と覺申

候。外は何事に候哉存不レ申。  
 一 右直書は如何之手蔓にて、其方請取取扱候哉。  
 私儀小姓頭取相勤、無程奥右筆頭取兼職仕候へ共、右側勤之廉にて取次仕候儀に御座候。  
 此れから弟々と一膜を剥ぎつゝ、審問は進み行いた。

〔四四〕 茅根泰の鞠問大意 (二)

松平宗秀 鞠問 直書火中の事

松平伯耆守宗秀の鞠問は、尙ほ下の如く續いてゐる。  
 一 安島帶刀より、去春之頃、其方へ渡し相運、且直書と申は不レ容易事、火中致候様にと申遣させ候由、帶刀申候處如何。  
 其儀は確と存不レ申候得共、取次候儀有之かにも相覺申候。

一 火中之儀は如何。  
 其儀もはきと覺不レ申。

一 左様陳候は、如何之心得にや。君の直書を右様龜末に扱候段、難二心得候。帶刀も其方へ渡候こと有之と、虚言も申間敷、併其方が實か、帶刀が實か、直に分り候事也。右之決答可レ致候。

御理解は御尤に候へ共、何分頃合確と覺不レ申候。  
 一 然ば君の申付を、鹿略に致候儀なり。外之事と違ひ、上よりの書扱取次候儀は、容易なる事に無レ之、我等位の小身にても君直の間は、夫々けじめもあり、直書等容易に手觸候儀は無レ之候得ば、覺居可レ申道理、然を右之申立、甚以て不レ相濟、左様のもの親近致候ては、兩君(齊昭慶篤)の御不明にも落入候筋に相當り可レ申、君へ不敬之儀、何と心得候哉。扱々埒もなき事に候なり。

頃合並事實、確と覺不レ申段、不敬と被レ仰候ては、恐入候へ共、實以相忘

公邊模様の相運びの件

此れは茅根としては、苦しき申譯の様に見受けらるゝ。  
 一 去午(安政五年)正月頃、吉左衛門方へ、公邊之御模様等時々相運候儀は、如何に候哉。

公邊御模様と申儀、中々我等存候儀には無之、尤御城へ被付置候者の寫取、參候御沙汰書等事立候儀、運候事は御座候。尤吉左衛門先年國元に居候節、三男等被頼、少々計り書物坏教候儀も御座候て、右之因み、時候之様子尋候往復等は、互に仕候。  
 一 往復中に御養君之事を運候儀可有之候。是以確と不ニ相覺、御養君之事、世上之取沙汰等は、運候儀も可有之候。

石谷穆清 鞠問

一 何事もはきと不申、無ニ相違一證據も有之候所如何。  
 運候儀も可有之候へ共、確と覺不申候。  
 以上は裁判官の首席寺社奉行松平宗秀よりの鞠問であつた。以下は石谷穆清の鞠問だ。

石谷因州より

一 去秋中水戸殿へ勅諭御下げに付、鶴飼幸吉一同罷下候日下部伊三治幸吉歸京後文通致候處、右書面其方へ、伊三治より相廻候との儀、右は如何様之事を認候哉。  
 此事は少々異同御座候。吉左衛門よりの手紙、別紙の様子に、茅根へも無沙汰致候故、宜本文之意味、序に通じくれ候様にとの文儀に御座候て、本文は廻し不申候間、如何様之儀有之候哉不奉存候。  
 一 本文を廻し不申とも、其方も心配致居候半ゆへ、直に其事情を尋候敷、又は當人へ參り候敷、其儘打置候筈は無之候。

右様可<sup>レ</sup>彼<sup>ニ</sup>思召<sup>一</sup>候へ共、既に私儀其節母を失悲歎之中に有<sup>レ</sup>之、返事も遣不<sup>レ</sup>申、請取を遣<sup>一</sup>候迄之事に有<sup>レ</sup>之、且伊三治よりも悔にも未出不<sup>レ</sup>申候間、何れ近日罷出候と、申様申來候へども、無<sup>レ</sup>程伊三治御召捕に相成候間、とふとふ承り不<sup>レ</sup>申候。

一 只今伯耆(松平宗秀)より尋、御養君の義運候段、覺可有<sup>レ</sup>之、且其方より運候儀、吉左衛門等は、其方一存之儀にも有<sup>レ</sup>之間敷、前中納言殿(水戸齊昭)にも、御承知之儀と心得、周旋致度、達書用立候所如何。

度々御尋に候へ共、御養君之儀を、簡様致度、確と運候段は、覺不<sup>レ</sup>申、勿論前中納言殿に、右之存意は、決而有<sup>レ</sup>之間敷候。此の如く茅根は唯だ「確と覺え不<sup>レ</sup>申」の一天張りにて、一切を云ひ抜け、切り抜けんとしたるもの、様だ。然も當時京囚一切の書取は、既に鞠問者の手中にありたれば、彼等が容易に此れにて抛却す可きことはあるまじき事だ。

茅根切抜  
け策

【四五】 茅根泰の鞠問大意 (三)

鞠問主眼

評定所に於ける鞠問は、寧ろ其の主とする所、専ら水戸齊昭を、其の主魁となす可き罪證を得んとするにあるもの、如く、然も茅根其人としては、専ら水戸齊昭を、此の渦中に捲き込むが如きことなからんことを是れ助めたるもの、如く、此の如くして鞠問者と被鞠問者との双方の間に、自然の喰ひ違ひを生ずるの止むなきに至つた。石谷穆清の鞠問は、尙ほ以下に續いてゐる。

石谷懇問

一 右様申候ては、益御疑心も籠り候儀にて、爲<sup>レ</sup>君隠し候心かも知れず候へ共、一體之所を申候に、外様杯と違、御三家之家來にて、簡様相成候得ば、天下之爲にも成、又主家の爲にも相成杯申所より論候儀は、無<sup>レ</sup>餘儀一情合、決して無理とは不<sup>レ</sup>存候。只上様思召に有<sup>レ</sup>之儀を、彼是申上候は、如何に候へ共、思召にて一橋殿を、御立に相成候へば、我々逆も恐悦を唱候儀、さすれば、其方共簡様致度と存候も、情に於ては、尤

に候間、有體可申候。然るを包み候ては、却て益御疑もかゝり、前中納言殿(水戸齊昭)まで、御疑も晴不申候間、能々勘考致候様可致候。

如何にも老吏斷獄の腕前を現はしてゐる。然も茅根泰は、之に對して、左の如く答へてゐる。

御理解御尤に候へ共、全體風聞有之、仰之所運候敷にも覺候へども、確とは覺不申、勿論前中納言殿に、右之事は、決して無御座一候。

池田頼方  
鞫問

此れよりして池田頼方よりの鞫問となる。

池田播州より

一 幸吉(鶴岡知明)儀、勅諭持參被下候て、帶刀(安島信立)へ相渡所、帶刀より其方を以、岡田信濃守、武田修理等へ申傳、且御品を其方持參、信濃守等へ相渡候趣聞え候所、相違無之候哉。此段相違無御座一候。

表勤指圖  
者

此時刻限、尙又わざわざ出仕候や。且信濃守、修理、帶刀席順等迄尋有之に付、夫々委細に答

一 夫は如何。

八月二十九日(安政五年)御指圖有之、帶刀表勤相成申候。

一 誰之指圖に候や。

太田殿(老中太田資始)より御指圖に御座候。

右之事を聞、石谷(因幡守穆清)驚候様子にて、ちとそり候故、續け岡田信濃守、武田修理、國家老大場彌右衛門、並に帶刀等、何れも政事方取放候様御差圖と申候へば、尋ぬとて、大切になる。

此れは却て藪蛇の虞れあつたものであるから、それにて打切つたものであらう。

一 只今之御養君之儀、覺無之筈は、有之間敷候。既に其方認候なりとて、此節御養君之儀、紀州公とも一橋公とも申候へ共、自然年長之御方

へ取歸し可申、左候へば、天下之御爲にも可相成、御勘考に致度と申文有候所如何。

左様相伺候へば、御文儀は其通りにや否、確と覺不申候へ共、私一存意中の所を、運候儀に御座候。

一 彌相違無レ之や。  
相違無ニ御座一候。

一 又々尋可申候得ば、先づ今日は御引候様可致候。是にて相濟控席へ引取、暫在て同道人へ預け返さるゝ旨達ありて、引取候事。

面會進斷

此れにて第一回の鞠問は濟んだ。尙ほ茅根泰の所記によれば、  
一 此日家に歸りければ、程なく美濃部新藏來、上命を以て、吟味之模様御尋あり。尙又事になり候迄は、同僚はさらなり、親戚へも、むざと面會致間敷、且書通も猥に爲すまじき旨、仰下されければ、夫々御請申上ぬ。

井伊の目指す所

一 かくて此日(安政六年四月廿六日)より、御目付方の下役、替る替る來りて警固し居れり。  
一 鮎澤伊太夫も、廿四日御國(水戸)を立て、廿六日夜上著すと云。  
一 後に聞、伊太夫は、五月二日に呼出され、吟味を受、是又宅に歸るを得たりと云。  
一 柏一郎之事は、如何なりしや、其後登しや否も聞得ざるなり。  
以上第一回の鞠問の模様を見れば、井伊派の此獄に對する態度、及び方針は、自から分明的だ。何處迄も目指す相手は、水戸であり、水戸の中でも水戸齊昭であつた。

【四六】 茅根泰の鞠問大意 (四)

第二回鞠問出廷

茅根泰の第二回の鞠問は、實に五月九日であつた。彼の自から筆録したる顛末左の如し。

一 五月九日、前日達にて、五つ時(午前八時)又評定所に至る。付添秋山三郎次、并小十人目付藤田傳吉、杉山萬藏なり。此前之通り、五人(松平宗秀、池田頼方、石谷穆清、久貝正典、松平康正)出揃候上通り、玄關上にて、大小懐中物等を渡す。

一 此日同藩鶴飼吉左衛門(原注 舊冬京より下され、松平飛騨守殿家來へ預け)同 幸吉(同様に、榊原式部大輔殿家來へ預け)も呼出されたる様子にて、幸吉は直に余(茅根泰)の上の座に就居。染帷子麻上下にて、腰より左右のもの、細引をかけ、自田ならざる様致置、互に顔を見合せたれども、辭をかくる事も能はざるなり。吉左衛門は、控席へ通らず、直に吟味の席へ出し様子なり。病中故にも可レ有レ之哉。

鶴飼父子同座

諸家付添人

又跡より聞ば、池内大學(原注 京都儒者、鶴飼等と同時に下され、榊原殿へ預けなり)も出しよしなれども、是又席へ通らず。御三家の臣と、外々と扱の違故なるべし。鶴飼病中など思はるゝなり。扱諸家の付添人は、何れも余が控席の並に並居れり。是又三藩と諸家との違ひなるべし。

吟味順序

以上は五月九日に於ける、審廷の模様就て、記するところ。一 此日吟味の順は、鶴飼吉左衛門、同幸吉、何れも半時計(今の一時間計)にて申入となり、暫く在て余吟味を受、其跡にて駕籠を廻せとの聲聞えしが、此時池内大學出しならんと思はる。鶴飼父子の尋に、何事や分り兼ね共、安島帶刀と云ふ事は、度々聞えしなり。此れも亦た審理の光景に就ての記事。而して此れから彼に對する鞠問の筆記に入る。

宗秀訊問

松平伯耆(宗秀)より

一 橋殿御養君の儀に付、鶴飼父子へ、其方(茅根)一己に意中の所を申越候趣、先日申立候所、一體何事も一人にて引冠り候趣意に相聞へ候。先づ能考へ見よ、公邊の御事、殊に御養君之儀、公方様思召に有之事にて、下々にて如何様存候、出来候品にも無之、然るを運び候は、一存と計は、決して不被存、前中納言殿(水戸齊昭)、御同意と歎、何か無之候は、其方より運候筈も有之間敷、又其方一人の運を、吉左衛門始も、周旋致候譯も無之候得ば、其段不包申候様。

此れは如何にも尤の問だ。

内慮に非ず

答 御尋之趣、實は恐多き儀を、私輩運候段、勿論恐入候事にて申上候様も無之、且右之事は、弊藩(水戸藩)にては、別て嫌疑も有之、容易に口外も仕兼候へ共、世上風説も有之、且乍恐有徳院様(八代將軍吉宗)にて紀州家より御相續後、始て御三卿(一橋、田安、清水)御立被遊、既に文恭公

(十一代將軍家齊)一橋家より御相續と申、御近例も御座候ゆへ、左様も相成候はば、夷狄指迫候折柄、天下の御爲め、又主家の爲にも可相成哉と存じ候儀を、懇意に任せ達候迄にて、内慮申儀は、決して無御座候。此の如く茅根は極力、其の主君の内意を奉じて運動したるものでなきことを辯明してゐる。

一 其方申聞之通、文恭院様之御近例も有之、一橋殿迎も御連枝之儀にて、神君(家康)之御血統前中納言殿(水戸齊昭)も勿論之御儀に候へば、老公(水戸齊昭)にて簡様被成度と被遊候とも、何も御無理と申譯にも無之候へば、包み不申申立候様、且君側へ昵近致候へば、簡様爲とは不被仰とも、和漢古今治亂の御話杯より、右之儀、何か御話位は有之候半。御申聞之所、御尤之様に候へ共、前中納言殿には、親子之儀、嫌疑も有之事にて、勿論私共罷在候ても、一切右之事は、承り不申。尤夷狄之儀等、彼是心配被致、夫彼之論は、追々被申聞一候へ共、御養君一條は、

養君の事一切不知



遂に承り不申候。  
 問ふ者も問ふ者であるが、答へる者も答ふる者である。幕吏は極力水戸齊昭の内意に出でたることを、追究せんとし、水戸の臣は極力之を否拒せんとなす。双方の掛合ひは、全く此の一點に存してゐる。

【四七】 茅根泰の鞠問大意 (五)

夷狄の事  
 配慮

松平伯耆守宗秀の鞠問は、尙ほ續いてゐる。  
 一 其夷狄之儀御配慮之餘りには、箇様相成候はゞ、天下の爲にも可相成と、年長之御方を云々と申す御論も可有道理には無之哉。且左様被仰候共、人情に於て、御尤之儀、夫を伺候て自然其方(茅根)筆をも把候事に可有之候。

老翁の審問

如何様仰にても、右之事は、承り不申候。  
 茅根は斷々乎として、養君一件の運動が、自己の一存に出で、決して水戸齊昭の内意を承けたものでないことを主張した。  
 一 左様陳候ては不<sub>レ</sub>宜、其事を爲<sub>レ</sub>致との仰は、無<sub>レ</sub>之候共、御話位は、是非可有<sub>レ</sub>之道理なり。又御辭には無<sub>レ</sub>之共、御意中を酌取、箇様致候は、思召に叶可<sub>レ</sub>申と存候か何か可有<sub>レ</sub>之、然らずんば、其方運を本と致し、前中納言殿(水戸齊昭)にも、御承知の事と存候。吉左衛門(鶴飼)父子周旋いたし奉らば、又其節小姓頭取を勤居との所、公邊の御定等にては、奥勤之者、猥に表方之者へ參會文通等は、無<sub>レ</sub>之事なるべし。吉左衛門連も、同藩とは申もの、高が留主居役之儀、然るに其方運候故、思召と存候事と相見へ候所、是等之所如何。  
 如何にも老翁なる審問だ。幕吏側では、何處迄も水戸齊昭を、此の渦中に捲き込む可く、百方責め立てたものだ。

只今も申上候通、御話も無之、又意中を酌取候と申義も曾て無御座候。扱小姓頭取のみに候へば、内外之差別有之候事に候へ共、先日申上候通、私儀奥右筆の方兼務仕居、小姓頭取常輪之務は、持不申候。扱又奥右筆の方にては、京都へ往復候事も、有之事故、其序に運候儀にて、内意抔申事は、曾て無御座候。

茅根も飽迄辯明につとめてゐる。

一 奥右筆勤之柄は、執政之宅へも時々罷出、政事之相談も有之儀と相見へ候へば、年寄之内抔にて、一橋殿云々ならば、天下之爲に相成可申抔と論者も可有之、夫等より自然右之運も致候半。とにかく前にも申候通り、不之容易義、其方一存と申候へば、疑晴不申候。中々執拘く、其の虚隙を衝かんとしてゐる。執政之宅へ度々参り候儀に候へ共、御養君之儀、是非箇様抔申談候儀無之、世上風評之所、一橋殿の方なれば、宜抔申儀は可有御座候へ共、申合

候儀等、曾て無之候。且前中納言殿を、斯く迄に御疑と申は、餘り御情なき儀と存候。

「餘り御情なき儀と存候」の一句は、如何にも其聲を聞くが如く、今尚ほ烈士の血性、其響あるを覺ゆ。

一 何れにも包居、家老之名にても出し候へば、又其者を尋に可相成一抔、照意に可有之候へ共、左様之わけには無之、確と申候様可致候。只今之通、申合候儀は、無之候。

此れから立替りて、石谷穆清の審理となる。

石谷因州より

一 幸吉(鶴飼)儀、勅諭持参下向之節、帯刀(安島信立)方へ著、同人へ御箱相渡し候所、其節帯刀引中に付、其方へ申付、信濃守(岡田)修理(武田)へ申聞、尚又其方(茅根)御品持参、兩人へ指出し候との儀、先日申立候所、右様之御品、帯刀引中受取置候筈無之、早速幸吉を外へ指向可然所、

無<sup>二</sup>其儀<sup>一</sup>、明日に相成、其方より云々申事、些と如何敷、又信濃守等も、夫々にて、異存も無<sup>レ</sup>之哉。

仰之通、帶刀引中に候へ共、是迄鞆飼へ書通等も仕り、知る人に候へば、右之好みにて、幸吉も到着仕候儀に有<sup>レ</sup>之、扱引中に候へば、幸吉を外へ向可<sup>レ</sup>然候へ共、其節既に中納言殿(水戸鷹)登城も控被<sup>レ</sup>居候砌、何か目立候段も如何敷、又幸吉迎も、屋敷内不案内之儀に候へば、自然右様罷成候事と奉<sup>レ</sup>存候。尤私も帶刀傳言は、申通候事に御座候。此れより鞆問は彌<sup>レ</sup>危險區域に逼り來る。

〔四八〕 茅根泰の鞆問大意 (六)

石谷穆清の鞆問は、尙ほ左の如く續いてゐる。

勅諭降下  
豫知の事

一 甘節兩人(岡田、武田兩家老)異存無<sup>レ</sup>之儀に候はゞ、前日より勅之來り候を、承知致居候故に候哉。

前日より承知と申儀は、彼迎も無<sup>二</sup>御座<sup>一</sup>、右は傳奏衆より大切之御品、早々持參致候様にとの御事にて考候由ゆへ、一同心配仕候處、御申柄も相分り不<sup>レ</sup>申候故、早速何れも出仕、君聽にも入候手續に相成申候。

一 心配は心配にもせよ、右様不<sup>二</sup>容易<sup>一</sup>御品、懇意之廉にて、受取筋にも無<sup>レ</sup>之處、筆頭之者へ不<sup>レ</sup>參、帶刀(安島信立)引中に受取候を、兩人とも何れも不<sup>レ</sup>存儀も、餘り手延之了簡。然る上は、前々より存候儀にも可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之哉。

獄案の重  
大事件

勅諭降下を、豫知するとせざるとは、此の獄案の尤も重大なる要件の一だ。幕吏は豫知したるものと断定せんとし、水戸側の者共は豫知せざるものとして辯明す。此處に双方の分目が分明だ。

兩人とも帶刀扱振如何と存候哉は難計候へ共、私(茅根)へは何とも申

鶴岡父子  
周旋の事

候も無之候。扱前々より存候との儀は、決して無御座候。

一 一座より追々相尋候御養君之儀、決して其方(茅根)一存之運びには有之候。間敷候。既に幸吉(鶴岡)儀、伊三治(日下部)罷登り、關東之事情も相分り、尙又其方よりも、右之書簡參り候故、周旋仕候段申立候へば、何も其方一己の運を以て周旋可致咎無之候。既に七郎磨殿にて、一橋殿へ御養子之御より、一藩之者、往々は西城へ御直りにも可相成と存候由に候へば、御内慮とか又は執政よりの申付とか、可有之候。

是は只今迄申上候通り、私一存之運びにて、外々年寄共等相談致候儀は無之候。尤追々御尋も有之候處、箇様相成候へば、よろしかるべく存候ゆへ、筆にも顯はし候儀に御座候。

一 いつもいつも其申立は候へ共、一己之了簡に可申遣申文の儀も無之、又鶴岡父子其書付を以て、青蓮院宮、並三條殿等へも入二御覽、周旋致候由。何も其方一人之運を、左様取計へ候。苦は無之、夫には次第有之事故、

池田再鞠

其通り相成候儀。然を右之申立にては、拂相立不申、只陳居候程事柄は隙取、兩君(齊昭、慶篤)之御心配も増候儀に可有之候へば、早々申立候方可然候。

私運候儀を、先方にて右様諸方へ遊説と申儀、始て伺驚入候事に御座候。併何も此方より周旋致候様にと申遣はし候儀には無之候。尤一己之了簡と申事、書添不申段は、卒忽之至りに御座候へ共、何方より分り、箇様爲致候と申候に付、運候と申儀には無御座候。

此の如く徹上徹下、茅根は一切の責任を、自己に引受けんとして、辯明尤もつとめた。

以下は池田頼方よりの鞠問だ。

池田播州より

一 前中納言殿(水戸齊昭)御直書取次候儀、右は凡如何様之御事柄に有之候哉、拜見は不致候共、其方(茅根)昵近致、御直に御渡しも被遊、又帶刀

より 渡候節も申付方も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之、大圖心得候處、承<sup>レ</sup>り度候。帶刀(安島信立)より受取候儀、此前御尋之節、胸に浮<sup>レ</sup>び不<sup>レ</sup>申、彼れ是御疑心も有<sup>レ</sup>之處、一度は受取次候儀御座候。其節大切に遣<sup>レ</sup>候との儀にて、外には覺不<sup>レ</sup>申候。又直に被<sup>レ</sup>申付一候節も、此前申立候通、一度は巴豆之事に付と申事承<sup>レ</sup>り候へ共、其他は心得不<sup>レ</sup>申候。

一 兎角何事も不<sup>レ</sup>存候と申、糺問之上、少々づ、申候様にて、甚不<sup>レ</sup>宜、有體に一々箇條申候へば、濟事なり。此方にも證據なき事を尋も不<sup>レ</sup>致候へば、能考へ可<sup>レ</sup>申候。逆も何も次第無<sup>レ</sup>之、然もいつ迄も陳<sup>レ</sup>居候ては、御屋形之御爲にも、又其方爲にも不<sup>レ</sup>相成一候。

仰聞られ候儀、御尤に候へ共、何分覺不<sup>レ</sup>申候。

茅根は流石に水戸男兒だ。彼は一切知らず、存せず、何人の命令をも受けず、何人とも相談せず、只だ自己の了簡のみにて、萬事を選びたりと抗言強陳した。されど幕吏は固より此れをその儘受け納る可きではなかつた。彼等は何れも其

茅根強陳

の胸中には成見ありて、其通りに白狀せしめんとした。

〔四九〕 茅根泰の鞠問大意 (七)

池田頼方の鞠問は、尙ほ左の如く續いてゐる。

京便出し方

此時京便出し方、巨細に尋あり。帶刀(安島信立)より渡候節、別飛脚にても、立候様聞へ候處、如何との事故、何れも町便に指出し候段答。

一 御養君の儀、前中納言殿(水戸齊昭)より、箇様致度とは不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰候共、箇様も成候ば、宜からんとか何とか御論のなき筈もなし。又君臣の間も、嚴重の者には候へ共、又御内輪にて打解ての御話等有<sup>レ</sup>之節は、上下共にくつろぎも有<sup>レ</sup>之ものなれば、何とか御話のなき筈無<sup>レ</sup>之候所如何。

此前も申上候通、夷船等の儀、議論は被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在候得共、御養君の儀は承

運を勘考の事

一 然らば其方(茅根)運を勘考と申事、何故に認候哉。先刻より追々相陳じ、只運候迄と申候へ共、右様の大事、其方より只申越候筈も無之、又吉左衛門(鶴岡知信)は、勘考致候とも何の益も無之事なり。勘考の二字に、周旋爲致との事は、籠り居候は、しれたる事なり。然るに一存にて、只運候と申候ては、申譯立不申、誠に吉左衛門始、何れの申口も、前中納言殿にも、筒様存、周旋と申候所、其方の口のみ合不申候。必老公の御胸を計候て運候か、さもなれば家老の申付か、何か可有之候。

茅根答辯

池田の鞠問は、愈よ切迫して來た。茅根は、如何に答へたる。  
成程仰の通、勘考と申所、周旋の意を含み、筒様可ニ相成一事なればと申意に運候段、相違無御座候。扱先刻より度々御尋御座候所、家老共の内にも、世上の風説を申候儀は候へ共、申合の儀は無之候。尤帶刀

池田の誘出訊問

(安島信立)とは、筒様相成候へば宜敷、何乎左様致度と申候儀は御座候。乍併右の書面遣候儀、相談も不仕、又追て筒様候と申候程に、談合候儀は無御座候。

池田は更らに一步を進めて曰く、

一 夫なればよし、今少しの所也。先君臣の間に、媚を求候わけには無之候へ共、君の容子宜敷は所願。又不機嫌なるは、誰も欲せざる事に候へば、何か御話の序杯に、右之事申出、仰の有之候事は無之哉。

池田は何處までも、養君問題を、齊昭の内意に引き掛けんと、言を巧みに誘ひ出しつゝある。

茅根辯駁

夫は餘りの御疑心に御座候。前申上候通り、此儀計は遂に承り候儀無御座候。併箇程に申上候ても、御疑晴不申候所、養君の儀に付、承り候儀、一箇條御座候間、夫を可ニ申上候。六月朔日(安政五年)御養君御内意被ニ仰出候節、尾張殿(尾張慶恕)より前中納言殿へ直書に、御養君の儀被ニ

仰出<sup>いだし</sup>一恐悦<sup>おそえつ</sup>至極<sup>しごく</sup>、扱<sup>あつか</sup>御人體<sup>ごにんたい</sup>は紀州殿<sup>きしゅうどの</sup>と申風<sup>まをすふう</sup>説<sup>せつ</sup>の由<sup>よし</sup>被<sup>まを</sup>ニ申越<sup>まをす</sup>一候<sup>まをす</sup>由<sup>よし</sup>にて、其答<sup>そのこたへ</sup>前<sup>まへ</sup>中納言<sup>ちゆうなごん</sup>殿返書<sup>どのへんしよ</sup>には、此度<sup>このたび</sup>の儀<sup>ぎ</sup>恐悦<sup>おそえつ</sup>なり。御筋<sup>ごすぢ</sup>目<sup>め</sup>と申<sup>まを</sup>候<sup>まをす</sup>へば、三家<sup>さんか</sup>三卿<sup>さんけい</sup>有<sup>あり</sup>、先づ<sup>まづ</sup>其内<sup>そのうち</sup>に籠居<sup>こもり</sup>候<sup>まをす</sup>様<sup>さま</sup>なれども、天下<sup>てんか</sup>多事<sup>たじ</sup>の時節<sup>じせつ</sup>、此家<sup>このいへ</sup>(水戸家)より出<sup>いで</sup>候<sup>まをす</sup>者<sup>もの</sup>にて治<sup>をさ</sup>り付<sup>つ</sup>不<sup>まを</sup>申<sup>まをす</sup>候<sup>まをす</sup>ては、恐入<sup>おそれい</sup>候<sup>まをす</sup>儀<sup>ぎ</sup>、紀州殿<sup>きしゅうどの</sup>に候<sup>まをす</sup>へば、第一<sup>だいいち</sup>當公<sup>たうこう</sup>方<sup>ほう</sup>様<sup>さま</sup>へ御<sup>ご</sup>血統<sup>けつとう</sup>も近<sup>ちか</sup>く、天下<sup>てんか</sup>人心<sup>じんしん</sup>も歸服<sup>きふく</sup>可<sup>べ</sup>致<sup>いたす</sup>、御同<sup>ごどう</sup>様<sup>さま</sup>安心<sup>あんしん</sup>の事<sup>こと</sup>と申<sup>まを</sup>越<sup>まをす</sup>候<sup>まをす</sup>由<sup>よし</sup>。此儀<sup>このぎ</sup>は其案<sup>そのあん</sup>内<sup>ない</sup>々<sup>々</sup>承<sup>うけたまは</sup>り候<sup>まをす</sup>儀<sup>ぎ</sup>にて、外<sup>ほか</sup>に御養<sup>ごやう</sup>君<sup>くん</sup>の事<sup>こと</sup>は、承<sup>うけたまは</sup>り不<sup>まを</sup>申<sup>まをす</sup>候<sup>まをす</sup>。此れは勿論<sup>もちろん</sup>水戸齊昭<sup>みづのささけ</sup>が、例<sup>れい</sup>の流儀<sup>りうぎ</sup>にて、表向<sup>おもてむき</sup>の挨拶<sup>あいさつ</sup>であつたことは、今茲<sup>いまこゝ</sup>に説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>するまでもない。

池田突込

一 然<sup>しか</sup>ば前<sup>まへ</sup>中納言<sup>ちゆうなごん</sup>殿<sup>どの</sup>、右<sup>みぎ</sup>之<sup>の</sup>思召<sup>おぼしめし</sup>に候<sup>まをす</sup>所<sup>ところ</sup>へ、其方<sup>そのほう</sup>よりは、一橋<sup>はしどの</sup>殿<sup>どの</sup>を、御直<sup>ごちか</sup>し申度<sup>まをす</sup>と申儀<sup>まをす</sup>を運<sup>はこ</sup>候<sup>まをす</sup>ては、雲泥<sup>うんぬい</sup>の相違<sup>さうゐ</sup>にて、直<sup>ただ</sup>に死<sup>しん</sup>でも申譯<sup>まをす</sup>も無<sup>な</sup>之<sup>の</sup>儀<sup>ぎ</sup>、左<sup>ひだり</sup>様<sup>さま</sup>不都合<sup>ふごう</sup>の申立<sup>まを</sup>は、取上<sup>とりあ</sup>に不<sup>あ</sup>相成<sup>さうせい</sup>一候<sup>まをす</sup>。此れは池田<sup>いけだ</sup>としては、確<sup>たし</sup>かに一本<sup>ほん</sup>突<sup>つ</sup>き込<sup>こ</sup>みたるもの。流石<sup>さすが</sup>に彼<sup>かれ</sup>は老吏<sup>らうり</sup>斷獄<sup>だんごく</sup>の辣<sup>りつ</sup>腕<sup>わん</sup>がある。

井伊側度  
の表明

右<sup>みぎ</sup>の御氣<sup>ごき</sup>にて、尾公<sup>おごう</sup>へ御往復<sup>ごわうふく</sup>の事<sup>こと</sup>は、更<sup>さら</sup>に不都合<sup>ふごう</sup>なり。其後<sup>そのご</sup>又々<sup>またまた</sup>尋可<sup>まを</sup>申<sup>まをす</sup>と、伯耆<sup>はうき</sup>(松平宗秀)を願<sup>かへ</sup>候<sup>まをす</sup>へば、伯耆<sup>はうき</sup>挨拶<sup>あいさつ</sup>、休息<sup>きゅうそく</sup>可<sup>べ</sup>爲<sup>な</sup>致<sup>いたす</sup>と云<sup>い</sup>。播磨<sup>はりま</sup>(池田)思召<sup>おぼしめし</sup>次第<sup>しだい</sup>と答<sup>こた</sup>へ。伯州<sup>はくしゅう</sup>伊豫<sup>いよ</sup>之<sup>の</sup>介<sup>すけ</sup>(茅根)又<sup>また</sup>尋<sup>まを</sup>候<sup>まをす</sup>間<sup>ま</sup>、一先<sup>まづ</sup>休息<sup>きゅうそく</sup>可<sup>べ</sup>致<sup>いたす</sup>候<sup>まをす</sup>。右<sup>みぎ</sup>に付<sup>つ</sup>其座<sup>そのざ</sup>を引<sup>ひ</sup>、控席<sup>ひかへせき</sup>に著<sup>ちやく</sup>座<sup>ざ</sup>、依<sup>よ</sup>ては尋口<sup>たづねぐち</sup>相談<sup>さうだん</sup>の上<sup>うへ</sup>、又々<sup>またまた</sup>吟味<sup>ぎんみ</sup>有<sup>あり</sup>之<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>と思<sup>おも</sup>ひしに、暫<sup>しばらく</sup>過<sup>す</sup>て同道<sup>どうだう</sup>人<sup>にん</sup>一同<sup>どうどう</sup>、玄關<sup>げんくわん</sup>へ被<sup>まを</sup>呼<sup>よ</sup>候<sup>まをす</sup>所<sup>ところ</sup>、御用<sup>ごよう</sup>相濟<sup>さうさい</sup>候<sup>まをす</sup>間<sup>ま</sup>、引取<sup>ひきと</sup>候<sup>まをす</sup>様<sup>さま</sup>との事<sup>こと</sup>にて、大小<sup>だいせう</sup>等<sup>とう</sup>被<sup>まを</sup>渡<sup>わた</sup>歸宅<sup>きたく</sup>の事<sup>こと</sup>。以上<sup>いじやう</sup>は茅根<sup>ちのね</sup>泰<sup>やすし</sup>の手記<sup>しゆき</sup>にかゝる鞠問<sup>きよくもん</sup>の大意<sup>たいい</sup>だ。固<sup>もと</sup>より事後<sup>じご</sup>に筆記<sup>ひつぎ</sup>したるものなれども、未<sup>いま</sup>だ其<sup>その</sup>のほとぼり<sup>ほとぼり</sup>の冷め<sup>ひや</sup>ざる、極<sup>きま</sup>めて記憶<sup>きおく</sup>の新た<sup>あら</sup>なる際<sup>さい</sup>に成<sup>な</sup>りたるものなれば、大體<sup>だいたい</sup>に於<sup>お</sup>ては確實<sup>かくじつ</sup>と認め<sup>みと</sup>ねばならぬ。此<sup>こ</sup>れにて井伊<sup>い</sup>側<sup>がは</sup>の水戸派<sup>みづのへ</sup>に對<sup>たい</sup>する態度<sup>たいど</sup>の真相<sup>しんさう</sup>が分<sup>ぶん</sup>明<sup>めい</sup>だ。此<sup>こ</sup>れは四月<sup>ごわつ</sup>二十六日<sup>にち</sup>、五月<sup>ごわつ</sup>九日<sup>にち</sup>の二回<sup>にわい</sup>に亘<sup>わた</sup>れる鞠問<sup>きよくもん</sup>の要領<sup>ようりやう</sup>であるが、茅根<sup>ちのね</sup>は既<sup>き</sup>記<sup>き</sup>の如<sup>ごと</sup>く、更<sup>さら</sup>に五月<sup>ごわつ</sup>十六日<sup>にち</sup>に出<sup>しゆつ</sup>廷<sup>てい</sup>、竹中<sup>たけなか</sup>圖書<sup>としよ</sup>頭<sup>かみ</sup>に預<sup>あづ</sup>けられ、八月<sup>ごわつ</sup>二十七日<sup>にち</sup>安島<sup>やすしま</sup>等<sup>とう</sup>と與<sup>とも</sup>に刑<sup>けい</sup>に就<sup>つ</sup>いた。其<sup>その</sup>の顛末<sup>てんまつ</sup>は他<sup>た</sup>に記<sup>き</sup>するであ

らう。

茅根泰の強硬

安島以下對審の次第は書類の考ふべきものなきを以て之を知ること能はざれども、此の申渡書に對しては固より皆心に服せざりし所なるべし。殊に茅根泰の如きは、痛く其の誣構を憤りたりといふ。鈴木大の日記に、後年鮎澤國維より聞く所の説話を記せるもの左の如し。

先年瓜判の時安島は黙して仕舞、其次に茅根罷出、ケ様之事は申候覺無之杯申候處、我々一同聞き候事にて不申と計りには有之之間敷杯役人申候を、茅根申候は、夫にても覺無之儀申候管無之杯申張候へども、唯今に相成左様御申張にも及間敷杯とて、とふく判を爲致候間、鮎澤は黙して判せしとの事。

獨り池内大學は幕府へ自首せし者なれば、渠が自白せし所は、幕吏は喜んで之を證據とせしのみならず、又巧に之を勸誘威嚇して口供せしめたるなるべし。然れども其の人物既に此の如し。平生の心事亦知るべきのみ。鵜飼父子に至りては、久しく在京せしを以て、或は藩情に通せず、安島等の意と齟齬するものなきに非るべし。然れども此の人多年輩下に在りて王室の式微を歎じ、且つ藩主の恩遇に感じ至誠國家に報せんことを期す。其の志成らずと雖も、亦天地に愧ぢざるなり。

〔水戸藩史料〕

〔五〇〕 鵜飼父子の審問

昭和六年四月十四日、昨日南胃腸病院より歸宅、大森山王草堂に於て、此稿をつづく。

鵜飼捲込

尚ほ水戸關係者としては、鵜飼父子がある。彼等の審理も、茅根泰同様（参照四三―四九）何れも其の事件が、水戸齊昭の内意を承けたものとして、是非ともそれに引き付け、それに捲き込まんとするものであつた。今ま彼等の傳記に就て、之を掲げんに、

鵜飼父子取調書

鵜飼吉左衛門、鵜飼幸吉取調書

一 松平伯耆守曰く先達てより度々尋問に及ぶと雖も、未だ其の實明白ならず、依て台命を奉じて、伯耆守嚴密に事の始末を取糾すに付、兩人共包み隠さず、真直ぐに申立よ。



宗秀訊問

一 鶉飼父子 身に覺への有事なれば、何條包隠し可申、御尋に對し、逐一申上ます。

一 伯耆守曰く、然ば尋問せん。其方共主人水戸前中納言殿(齊昭)之御直書を、度々、宮、堂上方へ差出し、又は一橋刑部卿殿、御養君の義に付、倅幸吉と申合せ、宮、堂上方へ歎願致し、種々内願の筋申上たる條、不屈之至り、殊に幸吉義は、不容易御諭旨を、前中納言殿へ下し賜はる様、宮家へ取入て、密意を奉じ、水戸中納言殿へ奉りたる事、不輕大罪、夫に相違無レ之哉、如何、明白に申上よ。

一 吉左衛門並に幸吉答、其義は主家前中納言に拘り候様、仰に御座あれ共、全く主家の存せざる事にて、我々父子が、一存を以て致したる事に御座ります。

水藩巨魁

此の如く幕吏は、何處までも水戸齊昭を、事件の發頭人たらしめんとし、其の臣下たる者共は、何れも申し合せたる如く、之を銘々一個人の了簡にて運動し

一存には

たるものとして、其責に任せんとした。

一 伯耆守問、其方は左様に申せど、幸吉は小瀬傳左衛門と偽名し、右勅書を守護して江戸へ下り、直様御館へ差出すべく處、小石川春日町旅籠屋長右衛門方へ、一日著致し、追て安島帶刀宅へ密かに持參して、立寄たる事を思へば、其方等一存の計ひとは申難し。

此の安島宅に立寄りたる一事が、鶉飼に取りては、重大なる罪案を構成したことは、後にて知られた。

立寄承認

一 幸吉答、其義に付ては、安島帶刀は、元より同志の者に付、一旦同人方へ立寄たるに相違無レ之。

一 伯耆守問、然らば始め鷹司殿家來小林民部權大輔へ相頼みし節、何故主命なりと申せしや。

幸吉答、其義は主命なりと申さざれば、事遂げ難く考へ、主命なりと偽り申したる次第に御座ります。

鶴岡直造  
言ひ張り

幸吉も勢ひ、斯く返答せざるを得なかつた。

一 伯耆守問 吉左衛門、並幸吉其方共、上を如何様に偽る共、右御説に關係の者共、既に白狀に及たれば、事を曲げて陳るとも、到底逃るべき罪科にあらざれば、有體に申上よ。

一 兩人答 假令何者が如何成事を申上る共、夫等は皆拷問の責苦に堪へ兼、身の苛責を逃れん爲、跡方もなき事を申立るで御座りませぬ。

一 伯耆守問 すりや其方共に於ては、どうあつても、水戸殿の御存なき事と申張るか。

一 兩人答 如何にも我々一存の計ひに、毛頭相違御座りませぬ。

一 伯耆守曰 然れば追て呼出す間、引下て沙汰を相待て。

以上は、鶴岡父子の傳記〔尊攘私記〕によりたるもの。此れは茅根泰の手記に比して、極めて大體の記事ではあるが、大體に於て、事實を過つてゐないことは、これから首肯せらるゝものがある。

右説明

尙ほ右の傳記には、以上に付て、左の如く説明を加へてゐる。

右調書中刑部卿養君の義に付、宮、堂上方へ歎願せしと云ふ點。幸吉が小林民部に、主命なりと申し點。右御説に關係の者共、既に白狀に及び云々の如きは、民部（小林）、大學（池内）が變節して、幕吏へ資料を與へたるに因る訊問にして、又幸吉が、勅諭を護衛して、江戸に著たるは、申の下刻（午後五時頃）既に夕刻にして、且數日旅行の爲め、不潔なる行装なれば、衣服を更めざれば、直ちに參殿すべくもあらざるに付、春日町なる藩邸の用達旅舎へ立寄りたり連、途中數日間、各驛に宿泊し來れると同一にして、何の不審かあらん。又老臣安島帶刀の宅に立寄しは、斯かる大事に關し、夜間君前に伺候するに、突然に參殿して、君側の士に告げて、拜謁を請ふべき事柄にあらず。此場合同志の正義家たる老臣安島帶刀に著府を報じ、同行して君前に伺候する、何の不可か之あらん。殊に勅諭を、帶刀の手に交付したるにもあらず、君前に於て、初て披露せしものなるに、伯州の尋問は、江戸へ下り、

立寄の辯

直に御館へ差出さず、旅籠屋長右衛門方へ著したる事、及び安島帶刀宅へ立寄りし點より思へば、其方等一存の計ひとは申難しとは、尤も要領を得ざる尋問なりと謂はざる可らず。蓋し同囚生還の士の談に據れば、此最終審糾に關し、知信(吉左衛門)知明(幸吉)が、只公(齊昭)の干與せざる所なるを主張するに止り、一身に係る事柄は、既に民部、大學等の陳述を以て據となし、獄を斷せらるゝ事を察し、敢て争はざりしものなりと云ふ。

以上の所説は、小林良典等をして語らしむれば、或は多少辯疏の辭もあらう。されど鶴飼父子の立場からは、斯く判断するも、未だ必らずしも大なる間違はあるまい。

## 第九章 橋本左内喚問

### 【五一】 橋本左内の家宅搜索 (一)

梅田等の  
病死

橋本左内  
歸府

所謂る京囚の巨魁とも云ふ可き、梅田源二郎は、安政六年九月十四日病死した。勅諭事件の張本の一人と目指されたる日下部伊三治は、安政五年十二月十七日獄中に死した。此れは拷問の爲めと云ふ説がある。而して京囚の重なる一人、小林良典は、安政六年八月二十七日、遠島の刑に處せられたが、未だ配處に到らずして、十一月十九日、獄中に病死した。此れは當時の言葉にて「一服もられた」との説があるが、恐らくは病死であらう。此の以外に、最も注意す可きは、橋本左内(綱紀)と、吉田寅二郎(矩方)である。

抑も橋本左内は、一橋擁立派の中堅とも、將た急先鋒とも稱す可き松平慶永の旨を承けて、安政戊午(五年)の初めから京都に赴き、堀田正睦上京の際、其

の羽翼たる川路聖謨、岩瀬忠震等と、互ひに呼應して、それぞれ運動する所あつた。然も遂ひに其志を遂ぐる能はずして歸府し、而して同年七月五日、井伊大老の爲めに、松平慶永は隠居、慎を命せられ、折角の運動は、全く水泡に屬したばかりでなく、事全く志と違うた。

橋本喚問

然も同時に彼は「中將様(慶永)御用兼命せられ、御側向頭取は元の如く」であつたが、その十月に至りては、「中將様御用兼」を免せられ、同月二十二日夕、町奉行の屬吏數名、突然彼の寓舎に闖入し、家宅搜索を爲し、文書簡牘の類を收め去つた。而して翌二十三日、町奉行石谷因幡守の役所に召喚せられ、藩勘藏に預けられた。爾來彼は謹慎、只だ讀書講學を是れ事とした。而して安政六年正月八日、二月十二日、三月四日、七月三日の四回に互り、何れも鞫問せられ、十月二日、評定所鞫問の後、傳馬町の獄に下され、十月七日死刑の宣告を受けた。

幕吏出張

今更最初に町奉行石谷穆清より、屬吏を橋本左内へ差向けたる顛末を語れば左

の如し。

御内狀得ニ御意一候。然者去る廿二日(安政五年十月)夜六半時過(午後七時過)町奉行石谷因幡守殿組同心板倉九十郎と申者、東御門所(常盤橋越前藩邸)へ罷越、大道寺七右衛門殿へ致二面會一度趣申聞候に付、御留守居役より七右衛門へ懸合之上、御留守居役所迄同人書役之者、案内致候處(外に組與力服部孫九郎、三好助右衛門、同心綿貫豊次郎、岡田源三郎、神田吉太郎、都合六人其餘手附之者五六人罷越す)何分只今大道寺七右衛門殿へ致二面會一度旨申聞候由に付、七右衛門及二面會一候處、石谷因幡守殿より(御名)家來橋本左内へ被二相達一候儀有之、御役所へ指出候様之呼出、別紙致二持參、直様左内宅へ致二案内一吳候様、同人御尋之筋も有之、家内書類等及二吟味一候様、被二申付一候間、同人へ前以相移り候ては、勿論不相濟、早々密に致二案内一候様、袖を引留申聞候由に付、七右衛門相答候は、夫々屋敷作法も有之、左内儀は拙者共、別配にも無之、一存にて致二案内、自然不法意外之儀出來候節は、如何可

橋本宅案内の事

孫右衛門  
小屋

仕哉。何共難及御挨拶、其筋を以、御案内可申旨申聞候。由之處、如何様尤之儀、然ば如何致吳候哉、申聞候に付、目付役へ申聞、夫より直に及二案内一可申旨、七右衛門相答候。由之處、何分直様右之手續いたし、早速案内候様申聞候に付、則七右衛門儀、右之面々同道にて、孫右衛門御小屋へ罷越、七右衛門申聞候は、只今石谷因幡守殿組與力並同心等罷越、左内御小屋案内いたし候様申聞旨申居候内、右之面々何も孫右衛門御小屋に這入來り、孫右衛門へ申聞候は、右同様和泉守殿（老中松平乗全）御連にて、因幡守殿被三相逢一候儀有之、橋本左内只今役所へ指出候様、依之、早急左内御小屋へ案内致吳候様申聞候に付、孫右衛門相答候は、袴等著用之上、御達之様可承段申聞。然る處早急之御用に付、御著替杯に不及。其儘にて直様御案内可有之旨に付、袖を持、引立登候に付、何分暫時御指控可有之、因幡守殿御指圖には可有之候へ共、拙者儀も役前も有之候儀に付、此儘之姿にて罷越候儀は難三相逢一旨、押切而申

斷（此間に左内方へ内密相通じ爲二心得置候事故に、書通類心懸り之もの、悉く取出置候）  
此の如くして偵吏は、漸く橋本の寓舎に接近し來つた。

【五二】 橋本左内の家宅搜索 (二)

左内宅に  
至る

橋本左内家宅搜索に關する記事は、更らに左の如く續いてゐる。

緩々肩衣袴等著用いたし、夫より（此間再應急立候へ共、成丈け寛緩に著替等いたし候事）七右衛門並右六人之面々同道、左内御小屋へ案内、玄關に爲二控置、左内へ右之趣申聞居候内（今宵左内方へ、石原甚太郎噺に罷越、居合にて大に都合よし。直に甚太郎へ御家老申並御側御用人、夫々此段早急相達吳候様相托し候事に御座候。左内方へは、爲三相知一置候故、此時心得居候事）直様一統押込登り、孫右衛門申聞候は、何も暫御控可被下候。左内儀著替等爲致候上、御面會可爲致、且又左内儀、只今

左内指出  
御達

書類搜索

被ニ召連一候儀に候は、重役共へ申聞候上、御渡可申旨相答候處、右  
 與力兩人申聞候は、又々只今因幡守(石谷穆清)殿より、左内儀今晩御役所  
 に指出に不<sub>レ</sub>及、明廿三日、四半時(午前十一時)指出候様、御達有<sub>レ</sub>之候間、  
 此段相心得候様、夫迄之處、左内儀は孫右衛門殿へ、御預け被<sub>レ</sub>成候旨  
 申聞、且又左内御小屋書物類致<sub>ニ</sub>吟味一候様被<sub>ニ</sub>申付一候間、孫右衛門殿指圖  
 を以、檢證人相殘し、暫時左内召連立退居候様申聞候に付、御留守居兩  
 人、並組用人指添殘し置、左内儀孫右衛門御小屋へ同道致居候。  
 以上にて如何にも、突嗟の間ながら、橋本側の準備は、一通り出來てゐて、別  
 段何等の周章狼狽もなかつたことが判知る。  
 然る處此間に左内御小屋日記並書通類等無<sub>レ</sub>之儀、逐一及吟味一候へ共、譯  
 書、蘭書、其餘書籍而已にて、書付等は更に無<sub>レ</sub>之に付(溝口辰五郎並刀指等之宿  
 狀様のもの少々、外に京都風説書其餘反古同様之もの少々取亂候事)甚不審之趣にて、一  
 切分り兼候間、今一應今晚左内へ相尋可申儀有<sub>レ</sub>之候間、左内召連來り

日記を求  
む

候様申聞候旨、御留守居申聞候に付、亦復左内同道罷越候處、右  
 與力服部孫九郎、三好助右衛門兩人にて、左内へ相尋候次第、並左内答之  
 趣、左之通。(但同心共にて、左内答之趣、送一書留候事)  
 固より左内方にては、此事を豫じめ知りゐたことであれば、證據物件など殘し  
 置く可き筈はなく、遂ひに彼等が目指す書類を得なかつたことは、決して不  
 議ではない。  
 與力兩人尋  
 一 日記は無<sub>レ</sub>之哉。  
 左内答  
 無<sub>レ</sub>之候。從來日記は致し不<sub>レ</sub>申、殊に當節は蘭書翻譯の事に、専ら取掛り  
 居り、日記に録候程の事も無<sub>レ</sub>之、旁日記體之ものは、一切無<sub>レ</sub>之候。  
 書通類一向無<sub>レ</sub>之、甚不審に有<sub>レ</sub>之、是は如何。  
 書通は國元に同役とても無<sub>レ</sub>之、たまさか用向之文通國元より參候節は、用

他藩人文  
通の事

向之分は、來狀之附紙坏いたし、本紙に相添往復致候故、一切手前には止め置不申候。宿狀などは、簡略にして分り易きに依て、其裏に認返事申遣候。右之次第故、一向無之筈に候。併近便之文通二三通は、机之引出しに爲置申候。

如何にも好辭柄だ。

國許は夫でも、他藩は如何。

他藩には格別懇意に致ニ文通一候人無之候。どふも餘り文通類無之、不審に候。先刻孫右衛門殿へ、文通之事やら託し被行候は、何事に候哉。

夫は横山猶藏と申者、過日病死いたし、同日金銀算用之事、近々問信之節、申遣度候故、其請取書等、不取亂一様にと相頼み候義に御座候。

如何にも人を喰つた申分だ。他藩には懇意に文通などする人無し抔と、能くも云はれたるもの。當時橋本ほど交遊の廣きものは、多くなかつた。幕吏として

は岩瀬、藩士としては西郷、其他彼は蘭學の方面にも、政治の方面にも、固より少からざる交遊があつた。

【五三】幕吏と橋本左内の問答(一)

橋本左内の寓舎に、書類搜索に來た與力同心等は、其の重要書類が、一切見付からぬに、不審を懷き、橋本左内に向て、質問したる次第は、既記の通りだ。

【參照 五二】而して以下は、其の問答だ。

請取書の類は皆殘し置申候。

此表(江戸)にて、儒者其外何様之人物に付合候や。

廣く付合申候。儒者にも随分知り人有之候。

夫は誰等に候哉。

交際範圍  
問

薩人と  
の  
交際

高名家では、鹽谷中藏(岩陰)、藤森恭介(天山)位。  
 恭介とは懇意に致候哉、文通は致し不申哉。  
 恭介には兩三年前、鹽谷に文章の稽古相習候時分、何やらん會之席一度面  
 會致し、其後は一二度出合候哉位と覺居申候。文通は一切不致候。  
 薩州之儒者には、付合不申哉。  
 薩州にて儒者と申唱候者、誰なる哉、承知不致候。  
 薩州之藩士には、知り人無レ之哉。  
 夫は随分有レ之候。  
 其中學問いたし候者無レ之哉。  
 日下部伊三治之事には無レ御座哉、是ならば致ニ面會一者に候。  
 伊三治とは、懇意に候哉。  
 是も當春比、一兩度之面會位にて、別段懇意と申程の事は無レ之候。  
 阿部十次郎家來には知り人無レ之哉。

勝野豊作  
の事

阿部十次郎と申者不存候。  
 傍より  
 阿部四郎五郎と申、神田橋外に候、其家來にて、勝野豊作と申者承知無レ之  
 哉。  
 夫は承知致候。  
 懇意に候哉。  
 是は當夏(安政五年)比、長崎より印刻師小曾根乾堂と申者寄宿致居候に付、  
 其節能越、右乾堂に篆刻相頼、其節始めて面會致候位之事にて、懇意と申  
 譯は無レ之候。  
 豊作、伊三治杯とは、文通いたし不申哉。  
 文通は致し不申候。  
 推返し再三文通之事相尋候。  
 推切て不致段申答。



上京の件

又恭介には實以文通不致候哉。  
 實以て致し不申候。  
 此れにて見れば、幕吏もや、橋本左内の運動に關する消息の一片を心得てゐた  
 ことが猜定せらるゝ。  
 京都へは被レ參候哉。  
 參り申候。  
 何故に參り候哉、定て用事可有レ之候。上京は何月頃に候哉。  
 上京は正月より四月迄之間に候。右上京之譯は、大阪表へ航海術道  
 具類取調罷越、其序に立寄申候。  
 都合幾度。  
 都合兩度出京仕申候。  
 京師にて、伊三治、豊作に面會は不致哉。  
 不致候。

京坂交際  
人々

京師にては何様之人に出會候哉。  
 同藩之者には、面會いたし候。  
 何方に被レ居候哉。  
 屋敷内に居申候。  
 大坂にては何方に。  
 矢張屋敷内に罷在候。  
 屋敷は藏屋敷に候哉。  
 左様に候。  
 大坂にては何人に被レ逢候哉。  
 緒方洪庵方へ、原書調之爲、一寸罷越申候。  
 京都にては、何様之事被レ致候哉。  
 書物杯相求申候。  
 其外は如何。

其外に是と申事も無之候。橋本は實に表向きの申譯けだけに返答をした。然も幕吏は此れにて満足はしなかつた。

交通再開

個様に交通之なきも不審なり。伊三治、豊作、恭介などへ、急度交通は致し不申候哉。誰ぞより被相頼一個様に致候と、人の爲になる、人の助になると申様な事にて致候事は無之哉。

橋本は何處迄も、知らぬ、存せぬの一點張りにて、押し通さんとした。彼も畢竟與力、同心杯を相手として、彼是言ひ争ふ程の事ではないと、當初から見縊りて、斯く爲したるものであらう。

【五四】幕吏と橋本左内の問答(二)

尙書信に就いて

幕吏は、尙ほ橋本に向て、種々の質問をした。手前に無之共、先方に有之、外より知候時は、御當人は勿論、御主人の御爲にも相成不申、あつたならば、あつたと申がよし。

然も橋本は之に答へて曰く、左様に候。夫は承知之事に御座候。しかし無れば無いと申ものに候。元來交通之少き譯は、當分已前代替有之候。後は、上下共格別相慎居、他藩之者杯、一切不立入一様に致置申候故、一切他藩人には附合不申候。尤邸内之儀は格別、住居隔候事も無之、外文通にも不及事に候。左候へば、代替已前には、何様之人参り候哉。交通も有之候哉。

江戸交通

代替りとは、安政五年七月、松平慶永隱居のことを云ふ。拙者儀は、當表(江戸)に學問修行致居、蘭學等致候事故、附合候者

京都風説

多くは蘭學書生杯に御座候。且又代替以前には、隨分書生内之交通は致候へ共、無用之事認候。書物のみ故、當座は皆反古や、小よりにいたし、一枚も留置不申候。留置候程要用之もの無御座候故に候。

其附合候人は、誰々に候哉。

同藩にも候故、第一坪井信道始其外蘭學家、大分承知之人有之候。

京都之風説書は、何人より廻候哉。

夫は拙者之物に無之、溝口辰五郎と申、同居之書生、大木忠益塾より借來候品に候。

忠益は何者何家來に候哉。

薩州藩にて、當府芝濱松町に住居致居申候。蘭書指南致候故、辰五郎稽古に參り申候。

大木塾之何と申人より借來り候哉。

夫は存不申候。

辰五郎喚問

風説書借受心底

然ば辰五郎呼出し可申と申す。

辰五郎は、今宵他出いたし候。

御門外に候哉、又は邸内に候哉。

存不申候。

早く尋來れと眞杉へ向ひ申。

其中忽ち辰五郎呼れ來る。

京之風説書は誰より借り候哉。

辰五郎答

大木塾にて、大鳥圭介と申者より借り申候。

大鳥圭介は、他日の大鳥男爵だ。幕末には幕軍の將となり、後には明治政府の官吏となつた。

何様之心底にて借り候哉。

何様之心得は無御座候。只其邊に有之候故、借來申候。

眞杉 傍より

是は御覽之通、幼年之者に候間、必無貪著に借り参り候に相違無レ之候。

色々海防之書有レ之候。若哉海防危急と申書は所持無レ之哉。

夫は存不レ申候。海防臆測と申書有レ之候。

夫は何故の書に候哉。

是は文政年中、古賀侗庵先生の著述に候。

近來之海防書はいかゞ。

右臆測の外は、存不レ申候。

日下部勝野書翰貸

伊三治(日下部)豊作(勝野)杯へ、書籍は借し不レ申哉。

借不レ申、毎度申述候通り、左程之懇意なる譯には無レ之、年來相交、幾

度も面會致候者とは違ひ申候。

前文之通、相違無レ之候は、誠に明白なるもの、併役所へ被ニ呼出一候位の

義なれば、中々不ニ容易ニ譯に候。何ぞ此事と申心當は無レ之哉。

何も心當りと申は無レ之候。

今晚は先是にてよし。別に詮方も無レ之、何れ明朝御吟味可有レ之事と申候。

孫右衛門殿にて、左内御呼出に付ては、定て先刻より是と申心當御尋有レ之

候哉。左内如何相答候哉。

別段相尋候程之儀は無レ之、左内申述候通り、別に拙者は猶更是と申

心當り聊無レ之候。

右之外、孫右衛門へ相尋候儀も有レ之候へ共、左内答同様之次第にて、別に

得ニ御意一候程之譯も無レ之故略レ之。

要するに一方は天下の橋本左内、一方は與力の輩、とても彼等が橋本よりして

要領を得可き譯には参らな。

〔五五〕橋本左内最初の呼出

橋本預け

橋本左内と、文書押收に來りたる幕吏——與力、同心の徒——との問答は、上記の如く終つた。(参照 五三、五四)

右畢而孫右衛門へ申聞候は、左内儀明廿三日(安政五年十月)四半時(午前十一時)因幡守殿(町奉行石谷穆清)御役所へ御呼出迄之處、孫右衛門へ御預被成候。且又左内宅に有之候書物類も、御預被成候間、預り書付指出候様申聞、草稿相渡候に付、拙者儀當時壹人役之儀に付、主用指支之儀も有之、今一人加り候儀相成間敷哉。且又書籍類等も、封印も無之、取散し、所々に有之候ては、萬一非常之節杯甚懸念に付、取集置候書付等御渡候上、御預り申渡旨相答候處今一人之預り人は、誰にても不苦候間、後刻迄に申談之上、相達候様、書籍之儀は、必御入用之品は有之間敷に付、封印等も附不申位之事、決而封等には不及、兩三日之内、否可ニ申達

瀧勘藏

候間、夫迄之處、此儘にて指置候様、預り書付等認出來候は、後刻被ニ指出候様申聞、何も七右衛門御小屋へ退去致申候。依之今一人預り人、誰彼と左内御留守居共申談候へ共、外に指當り心付も無之、幸瀧勘藏儀は御用薄、殊に左内入魂之者に付、左内親類之趣に取計。(左内親類之者、當詰に一人も無之)御留守書役へ、預り書付爲ニ相認、調判之上、御留守居を以、相渡候事に有之候。尤右之趣、委細孫右衛門より、御家老中へ相達御指圖之上、取計候事に有之候。(此時曉七半時過(午前五時過)と相成

申候。何共意外之事、臨時急速之次第、暫時之心痛、實に御憐察被下度候)如何にも當時福井藩邸に於ける、役人共の當惑知る可しだ。

一 翌廿三日御呼出に付、御尋之次第により、左内請答之大意、於ニ御用部屋御側御用人、並左内、孫右衛門等出席、種々御評議有之候へ共、御尋之意柄も素より不ニ相分、治定いたし候儀は無之候筈、因て委細は得ニ御意不申候。

訊問主旨  
不分明

翌日召喚に付、豫じめ其の答辯の件に付、評定したが、然も其の尋問の主旨が分明ならざるが爲めに、其の答辯に付ても、十分なる打合せは出来なかつた。

左内再呼  
出

一 翌廿三日、四半時(午前十一時)石谷因幡守殿御役所へ、左内御呼出に付、預り人瀧勘藏指添並御徒目付三人御城使三人、外に途中飛脚御目付組兩人指遣申候。

一 町奉行所にて、御尋之次第、暮時過、左内、勘藏罷歸申達候次第、左之通。

尤御徒目付よりも委細申達候。

今日御呼出人多く有之、漸暮時比に相成、御吟味有之、左内、勘藏兩人共罷出候様之達にて、白洲へ罷出候以前、左内、勘藏兩人共、熨斗目以上歟と尋有之、以上之旨相答、脱劍、提物、足袋不三相用、夫より指圖に隨ひ、左内、勘藏兩人共白洲へ罷出候處、暫有之、因幡守殿出席有之。

左内預け  
置申渡

候(掛與力服部孫九郎、秋山久藏、三好助衛門、高橋吉右衛門、此四人出席)

因幡守殿直達にて、橋本左内と申、又瀧勘藏と申、左内其方へ御預け被成候旨被申、直様傍より與力下れと申聞候故、兩人共次之間へ相下り候處、與力一人罷出御用書爲ニ讀聞候上、勘藏へ致ニ調印候様申聞、同日調判候處、最早今日は御用無之旨申聞退出、外に何等之尋等も無之相濟候段、暮時過兩人罷歸相達、同日直に右兩人同道御家老中へ委細相達候事に有之候。右預り書付寫、別紙指越申候。

此の如く廿三日左内は、差添人同道出頭したが、終ひに何等の鞫問をも受けなかつた。

預り人左  
内扱ひ方

一 右之通、左内儀、瀧勘藏へ御預に付、昨夜御呼出迄之處、孫右衛門兩人之預り書付、與力へ相渡置候事に付、取調候處、最早今日より勘藏壹人にて御預り成候に付、孫右衛門は懸合無之旨掛り與力へ申聞候。

人抔とは事替り候事にて、聊御懸念之譯は無之候へ共、御預人之儀に候へば、平常之通にも難被成、勘藏儀は左内方に罷在候事、然る處勘藏一人にては、病氣相障等之節、指支候儀も有之候に付、益田宗之、堤五市郎兩人申談、勘藏指支候節は、左内用辨候様、孫右衛門より右兩人へ相達置候。尤御家老中へ相達候上取計候事に有之候。一廿三日一度御呼出迄に付、同日迄無ニ異狀、右は左内預一件同日迄之處、右之次第に御座候間、御承知可被成候。此一件御承知被成候は、嘸々御驚嘆、誠に可申様も無之次第、右同事憤懣之極に御座候。右之段、爲可得ニ御意一如レ此御座候以上。

十月廿八日

福井藩當道への報

以上は幕吏の橋本左内寓舎へ闖入より橋本左内町奉行へ召喚、並に御預人となりたる顛末をば、江戸藩邸から、越前福井の當局へ報道したるものだ。別紙 廿二日夜與力持參之切紙寫左之通。

石谷因幡守内

久保田増也

品川 金右衛門

林 内藏進

御名 様(越前藩主)

御留守居中將

御家來

橋本左内

右者被ニ相達一候儀有之候間、病氣候共、手當いたし召連人差添、只今早々因幡守御役所へ御指出可被成候。此段各様迄可得ニ御意一旨申付如レ此御座候。以上。

十月廿二日

廿二日夜預り書付相渡左之通。

第九章 五五 橋本左内最初の呼出

(御名)

橋本左内  
家來  
本左内

二五六

橋本左内江戸幽閉中の詩

戊午初秋偶成

紀

半生落魄客山東 嘗盡人間遠又窮  
浴罷閑居無一事 臥看星斗滿秋空

(原本子爵松平慶民氏藏)

第十章 橋本左内の應答

〔五六〕 所謂る飯泉喜内御吟味一件

橋本預り書

橋本左内が瀧勘藏の預り人になりたるに付、同人より幕吏に提出したる預り書に曰く、

廿二日夜預り書付相渡左の通。

(御名) 家來

橋本左内(以上再録)

右之もの今晚御役所へ指出候に不<sub>レ</sub>及、明廿三日四半時御役所へ可<sub>二</sub>指出<sub>一</sub>旨御達之趣奉<sub>二</sub>承<sub>一</sub>知<sub>一</sub>候。夫迄番人附置不<sub>二</sub>取逃<sub>一</sub>様可<sub>レ</sub>仕旨被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>是又奉<sub>二</sub>承<sub>一</sub>知<sub>一</sub>候。依<sub>レ</sub>之預り書指上申候。以上。但左内宅に有<sub>レ</sub>之候書物も慥に奉<sub>レ</sub>預<sub>一</sub>候。以上。

第十章 五六 所謂る飯泉喜内御吟味一件

二五七



服部 孫九郎殿  
三好 助衛門殿

瀧 勘藏(印)  
高田 孫右衛門(印)

飯泉喜内  
吟味一件

廿三日町奉行にて、勘藏調印之書付左之通。  
一 橋本左内 是は(御名)家來。  
右之もの儀、先達而御牢屋敷預被ニ仰付候御小姓組酒井隱岐守組曾我權右衛門家來醫師飯泉春堂養父飯泉喜内御吟味一件之ものに付、今日被ニ召出一と通御尋之上、猶又御吟味中、私へ御預被レ成奉預候。仍如レ件。  
午十月廿三日 同家來

以上によりて橋本左内の罪案が、如何なるものである可き乎は、容易に推察が

越前藩邸  
の困惑

出来る。但だ橋本及び越前邸に於ては、飯泉喜内其者に就て、何等知る所なかつた爲め、頗る當惑した。  
抑も「飯泉喜内御吟味一件」とは、何事を意味する乎。如何に當時の越前藩邸に於て、當惑したる乎は、左記の藩邸から國許の藩邸に當てたる書状を見ても推察せらるゝ。

喜内人物  
穿鑿

御内狀得ニ御意候。然者別内狀に得ニ御意候通り(参照五五)左内儀廿三日因幡守殿(石谷)へ御呼出に付、定而前夜吟味有レ之候趣を以て、(参照五三、五四)御尋有レ之哉と存居候處、意外之儀にて、何等之御尋も無レ之、只兩人之名元計被ニ相尋、剩預り書付に有レ之候通り、飯泉喜内御吟味一件之ものに付、御呼出し有レ之候。然る處右飯泉喜内と申者、左内儀是迄名前等も少しも承知不レ致者にて、素より如何様之人物哉、名元さへも存不レ申事、一切相知り不レ申もの之由にて、甚不審千萬、因て御留守居始へ、喜内人物穿鑿候處、誰有知候もの一人も無レ之に付、大道寺七右衛門へ託し、右喜内

飯泉一件の名儀

江戸形勢 密通

儀、何様之者に候哉、密に探索候處。〇(則此度之一件懸り之組與力秋山久藏へ相調候處、御屋敷御出入之由に有之)飯泉喜内と申は、七ヶ年以前より三條様御付に相成候者にて、爲に先年異船渡來之節杯之砌は、此表へ罷越居、廣く儒者杯には、附合候者之由にて、到而之やまし様之もの、由。都て所々へ取入、上方此表共之密事等承知いたし、逐一三條様へ、文通之往復致居候由。

飯泉喜内に付て、橋本左内が其名さへも知らなかつたのは、勿論不思議ではな

い。但だ幕吏は、飯泉其者が、志士間の諜報掛の如き働らきをなしつゝあつたから、一切此の大獄事件を、「飯泉喜内御吟味一件」とは稱するに到つたのだ。

又々昨年(安政四年)十月に、此表へ罷越、昨年来江戸表之形勢密事等、京都へ文通いたし、然る處先達て日下部、大橋杯と申談、水老公始御雪冤之一件、右喜内より京都へ文通いたし候處、露顯にて被召捕一候由に申聞候趣、乍去素より虚實眞偽は不分明に候へ共、身分は右之通相違無之趣に申聞候由。左候へば其書通之内に、左内名元にて有之候哉共申聞候

由に御座候。

以上は與力秋山久藏の所説。

主意柄不分明

何分何等之趣意柄は、懸り與力中にても存不申由に候へ共、京都より申來候一件には、相違無之趣に相聞候由に申居候由に有之候。

乃ち橋本の呼出は、京都よりの申告によるとの説。此れは事實或は然らん歟。

因に此中より種々心配、密に探索之手順いたし居候へ共、未だ主意柄相分り不申。中將様(松平慶永)にも、格別御心配被爲在、今般之一件に付ては、嫌疑も有之、極密孫右衛門へ御意之趣も有之、晝夜探索之儀、篤心痛致居候事に御座候。別段大道寺七右衛門へ相託し、是又所々へ配意いたし置候處、何分京師より之一件には、相違無之儀は慥に相分り、今一度京便有之迄は、左内御尋等も無之趣に相聞申候。

幕府にても、實は呼出はしたものの、其の罪案を未だ得なかつたものであらう。

中將雪宛の端

懸り與力を始、御右筆組頭邊も、聊趣意柄存不申趣、追々相聞候配、慮は十分に七右衛門より手を附置候事に御座候。何分京師一件之儀に候へば、左内始聊懸念之儀は無之、却て中將様(松平慶永)御雪宛之端共、可相成と申居候事に御座候。

此れは餘りに樂天的の觀察だ。中々以て雪宛どころの事ではない。

何卒右様之運びにも相成候様、奉念候。後便迄には、見當も相分り可申候。何卒早々御吟味濟專念之外無之候。尙後便得御意一度、如此御座候以上。

十月廿八日

此れにて如何に「飯泉喜内吟味一件」に就て、江戸に於ける越前藩邸が、當惑したるか、判知る。然も京都に於ける長野主膳等の眼中には、まさか橋本が安政五年の上半期に於ける、京都の暗中飛躍を見逃すこともあるまい。

【五七】橋本左内應答書(一)

數次呼出

橋本左内は、安政五年十月廿三日町奉行石谷因幡守の役所に呼出されたばかりで、別段の鞠問も受けず、其儘同藩士瀧勘藏に預けられ、閉居してゐたが、翌安政六年に至りて、正月八日、二月十二日、三月四日、七月三日、凡そ四回呼出された。其の鞠問の詳細は、悉く之を擧ぐるは頗に禁へないから、先づ七月三日の分を、此處に掲ぐることにする。

七月三日 應答

七月三日應答

其許義、先達より、逐々御調有之、申口一通相聞候へども、手續之内、先方申口と、齟齬之廉も些か有之、且承漏候義も有之候に付、尙又今日念入相尋候。篤と無二間違一様可ニ申出一候。承知仕候。御大切之御吟味筋に候へば、幾重にも能不二間違一様御吟味奉願候。

其許去年(安政五年)正月下旬、横山猶藏と申者と致同道、上方へ罷越候由、右猶藏も其許同様側勤に候哉。

學問所勤に御座候。

其許は側向勤にて、學問所兼勤に無相違一候哉。

左様に御座候。

右罷越候趣意は、近來公邊より海防筋之事、御處置被仰出候折柄、先代主人(松平慶永)にも、深國家之御爲被存詰、海防之事、種々心配被致、於に國許も、遂に大船製造等相始候に付、航海術急務と申事見込有之、其取調、且書籍、道具等、取調候爲、兩人被差遣一候由、無相違一候哉。

眞實使命

一橋擁立の件

以上は橋本上方への使命として、表面の沙汰に出でたるもの。固より眞實の使命は、一橋擁立運動が、其の重なる一であつた。

其砌於三京師-海防之風説區々有之趣、取沙汰致に付、海防之義は、兼々主

人心配も有之事、又近來は、時情も不容易一候事故、海防之義、自然御不行届有之候ては、大切と存詰候に付、右取調旁、海防論之御模様も内探索いたし、且又右に付ては、御根本御手厚に相成候事肝要に付、速に御養君様御治定被極、御國家御安泰相成候様と、關東に於て建白有之候通、指當り一橋刑部卿殿、賢明、年長之御方故、此と定り候様、京師へ罷越候上、夫々可ニ申立一旨被ニ申附一候由、左様に候哉。

此れは如何にも、要領を得たる訊問だ。事實全く此の通りと云ふの外はあるまい。乃ち橋本の答は、左の通りだ。

橋本答辯

事柄は先左様に御座候。併京師にても、右等之情狀能御飲込被爲在候様に致度と申迄にて、無三理も否も、刑部卿様御立被下候様、願度と申すにては無レ之候。

主は養君

幕吏更らに一撈を與ふ、曰く、右二條之内、御養君様が主で、航海術はほんの名目であらふ。

此れも實に中竅の尋問だ。

航海の方、主意に御座候。此義は既に毎々申立候得共、于今御分り無之

と相見申候。左候へば、書籍買入候先々、硝子並時計等取調候先々一

可申哉。個様之事、唯辭之上にて、如何ほど主客を争候とも、決候

時は無之と奉存候。

橋本としては、斯く申開くの外はあるまい。されど事實は全く強辯と云はねば

なるまい。

變名の理

其ならヨイ、能分ツタ。扱其許桃井伊織と變名相名乗候譯は如何。道中は

其を名乗候哉、本名にては何ぞ京師にての指支あると見へる。

道中は横山猶藏に介抱相頼候故、先觸其外共、猶藏名前にて罷越候。

猶藏は道中丈同道のみに候哉。

先づ途中だけのことは、此れにて申開は立つたが、變名の一件に付ては、更

曲辯の困

らに申開を必要とする。凡そ事實を曲ぐることは、如何なる博辯雄辭の士も、

決して容易の業ではない。流石の橋本左内も、一身は兎も角も、主家を累はす

まいとの立場からの受け返答であれば、其の平生の本領を發揮するに、頗る遜

色ありたるは、固とに已むを得ざる次第であつた。

【五八】橋本左内應答書 (二)

變名の譯

橋本左内が、上方運動中、桃井伊織と變名したる一事に就ては、彼の答辯も、

聊か苦しかつた。

其はヨシ、變名之譯は如何。

變名には候はず、此義も先達能申上候に、未だ御分り無御座候哉。總

て事は過去候後より疑心にて考候へば、随分あしくも、善も被考候

問、其時之實情を御汲察被下度候。私改名之譯は、京都には近附之者も随分有之候故、舊名乗参り候へば、夫々附合事も有之、招の招かる、のと申内、日數も相立、暫之逗留中に、左様之事にては、主人申附候事も難レ調、且一己に取候ては、失却にも困り候義故、改名相願候事に御座候。其他には何等之仔細も無御座候。

幕吏は、此の問題には更らに追究せず、鞠問の筋は、一轉した。

三國大學  
面會の始末

夫は能分ツタ。大學(三國直準)に面會之始末は、大學申立候口にては、近藤了介と申ものゝ宅にて、其許に面會いたし候様申候。此は甚不審に候。如何。

左様に御座候。併其には甚入込候譯合御座候。元來了介は、京邸の役所に罷居、私は長屋に罷居候。長屋は手狭に候故、來客に面會之節は、いづれにても右役所之客館を借り、對談仕候事に御座候。夫故大學は了介宅と相心得候義と奉存候。

近藤了介  
との關係

了介は何勤に候哉。  
目付方手先に御座候。  
輕輩に候哉。  
左様に御座候。

何故大學は、了介宅に罷越候哉。

了介は何か他之調事にて、折々面會も仕候様に承傳候故、私より了介に言傳相頼候て致二面會一候迄之事にて、餘は一切了介に關係は無御座候。

夫も能分ツタ。大學に面會之上、主人(松平慶永)之意通、具に相述、海防之義方今御大切至極、夫に付ては、年長賢明之御養君被爲立候事、御急務故、刑部卿(一橋慶喜)御名指にて、關東え被二仰下候様願度趣、太閤(鷹司政通)へ言上致吳候事、主人心願之由相述候處、大學も其程之義、一分にも返事出來ぬと申、其後小林民部へ申談候て、其許を引合せ候由。其面

會は其許より相頼候由。且面會之後、主人直書被<sub>レ</sub>寄相渡候由、左様に候哉。

幕吏一切承知

此の如く幕吏の手には、一切の事實が擧つてゐた。此れは畢竟、三國大學、小林民部杯の申口にて、斯る材料は、幕吏の手に入つたものであらう。此れに就ては流石に橋本も、今更ら之を言ひ消す可くもなかつたであらう。

小林面會の事

辭之輕重は、先達私より申上候と、小々相違仕候へども、大段手續は、左様に御座候。但民部へ面會之事は、大學より申出で相頼候義に御座候。

其面會は、其許より申込候様、兩人(三國、小林)とも申立候。右に就て、橋本は左の如く答へた。

たとい兩人申立候ても、私口より申候事なれば、私に覺御座候。元來大學之事さえも、能は存じ不<sub>レ</sub>申位、まして小林と申ものあるや無やら存不<sub>レ</sub>申、其あるやら、ないやらしれぬ小林に、私より何之縁を以て、面

一切分明す

會を頼候事出來可<sub>レ</sub>申哉。何様ソレハ分ツタ。併し大學より面會を頼でさしたと申ては、餘り大學は世話しすぎた事。其許は主命のことなれば、是非とも遂たきが、當りまへた。左すれば、其許より頼んだとして、大抵にして置てよからう。此れは如何にも、尤もなる言だ。

承知仕候。左様候は、已後大抵な處で、御返答可<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>候。其では濟だ。右之處は、尙又先方も可<sub>レ</sub>承候。しかし此はどうでも格別な違はない。小林には三月十三日夜、大學同道にて面會に參つたと申事に候。然處右様大切之事なれば、口上のみにては、六ヶし。主人之直書にても參り候はば、可<sub>レ</sub>然可<sub>ニ</sub>取扱<sub>一</sub>旨申候由、左様か。

斯くまで事實が擧りたる上は、他に致方がない。故に橋本は、左様に御座候。

鶴岡不満と答へざるを得なかつた。兎にも角にも、京囚の連中、小林、三國杯は、殆ん

ど一切の事實を白狀したらしく見受けらるゝ。鶴飼父子が、之に對して非常なる不満を懷きたるも、彼等の立場からすれば、亦た無理からぬことだ。

【五九】橋本左内應答書 (三)

松平慶永  
直書の事

尋問は松平慶永の直書に入る。

主人直書にて、海防筋之事、當今之要務、右に付御養君様、早く御定り、公儀御根本愈御手厚に相成候。心願に罷在候に依て、何とぞ當時年長賢明之御方、刑部卿殿御名指にて、朝廷の御沙汰を蒙度との趣相認、末に中將、三國大學どのと書き有之候由。左様か。

此れにて見れば、三國大學(直準)は一も二もなく一切を白狀し切つたことが判知る。斯く證據を幕吏の手に握られては、橋本の答辯も、聊か苦しからざるを

三國の一  
切白狀

得なかつた。

直書之文言等は存不申、其趣意は承知仕居候處、大低左様に御座候。唯朝廷より御名指之御沙汰と申事は、恐く有之間布奉存候。其譯は主人常々憂居候は、世間之論紛々にて、御養君様の、尾水(尾張、水戸)の、田安のと、口々に申立候故、一橋公は御年頃と申、賢明と申、御相當と申事、京師にても、御分り被成候様と申處主意にて、固より身の爲に謀られ候にても、又人に頼れ候にても無御座、唯宗家之御爲、天下の公論を、どこまでも被通候までの義に御座候へば、我方より是非ケ様くにと申物數寄ケ間布ことは無御座一筈に候。

夫はいか様、能分ツタ。御趣意柄は別に悪しき事にてはない。随分ありさうな事じや。大學(三國)との面會は、日限分らずと先方申立候。三月の何日頃に候哉。

三月七八日頃に御座候。

三國面會  
日時



正月廿六日出立、二月七日頃著にて、其迄なせ面會いたさぬ。

其迄専ら航海術之一件に取掛り居候

成程能分つた。扱直書之事は、三月十三日に談し出來候而、同下旬に著

候由、百里外之事には早く過候様被存候、何ぞ偽書にても致し候哉、

又は五日切位之飛脚にて往返致候哉

六日限飛脚にて申遣候

上封は平本平學と有之候由、大學申立候。左様に候哉

左様に御座候

夫に宜く頼むと、其許添簡いたし遣し候由、左様に候哉

左様に御座候

平學は側役故、取次いたし、上封致候哉。又態と拵らへ候名にては無

レ之候哉

平學は側役に御座候

三條實萬との關係

其はよし

此れにて三國大學、小林民部を透して、鷹司太閤と、松平慶永との干係に就き、橋本周旋の一件は、一先づ打切りとなり、轉じて三條實萬との干係に及んだ。

偕三條家諸大夫森寺因幡守方へ、土州家の書狀持參致し罷越候由、右土州

は三條家並因幡守之由緒有之家柄故、因幡守も致二面會一物語仕候様

申立候。左様に候哉

左様に御座候

證據擧げらる

此の方面の證據も、亦た幕吏の手に握られてゐる。今更ら橋本に取りては、事實を事實と云ふの外は是れ無かつた。

其節因幡守へも海防之事、並御養君様一條相話、何分御名指之御沙汰蒙度

由申出候由、其許は方々へ右之義致二口入一候義に候哉

因幡守え相尋候義は、主人より含も有之、京地之風聞相調候迄之義

に御座候。尤海防之御模様承合せ候折柄、遂に關東之風説杯、先方よ

りも及ニ穿鑿、且主人之存意抔も、尋候に付、唯彼此一通之話申述候迄之事に御座候。

土州家之書中は、承知あるまゝ。

左様に御座候。

此れより山内豊信が三條實萬に與へたる書狀の事、及び漸次に橋本の使命を追究し來る。元來橋本の入京は、此の一書が重なる手引きとなりたるものにて、洵とに重大の一件だ。

橋本使命  
追究

【六〇】橋本左内應答書 (四)

山内豊信  
書簡に就

鞠問は尙ほ土州家(山内豊信)の書簡に繋かりてゐる。此の書簡は云ふ迄もなく山内豊信より三條實萬に與へたるもの。先づ橋本左内に對する、紹介狀と云うて

もよいものである。

右書中には、當時京師にて、海防は打拂之御論之由、乍去今日に相成候て之打拂之御論御至當にも不奉存、越前守(松平慶永)土佐守(山内豊信)抔の了見にては、富國強兵之事を先として、其義調候上にて、及ニ一戦一候は兎も角も、何分目前御手切に相成候事、深爲ニ國家一憂懼仕候間、何とぞ此等之趣、御合被置候様に願度と、三條家迄被ニ申遣一候由、是は越前守、土佐守兩人内存之處に候へば、左も可有之義、且隨分有之大事ないことと被思候。左様に可有之哉。

斯る間に對しては、橋本たるもの、固より彼是異存のある可き様はなかつた。

左様に御座候。主人(松平慶永)兼て之存意は、右様に承及申候。其許

三條公(實萬)へ拜謁して、額字を願ひ、且海防等之論も申上候由。夫は

何と申上候哉。又何故拜謁相願候哉。

左様に御座候。兼て御威徳之御沙汰伺居候故、幸之折柄と存じ、因幡守

三條公拜  
謁の次第

(森寺)に相願候處、拜謁丈は、随分相叶可申と申聞候事に御座候。海防之義は、世上之取沙汰位にて、大低因幡守え相話候とも、まだ一等輕き事に御座候。

それ然り、豈にそれ然らんやだ。此れは橋本が故らに事實を枉げて、斯く云ひなしたものであらう。

其節は若狭守(因幡守の子)が、紹介したと申事に候。左様か。

左様に候。

三條公や、因幡守へは、随分御養君之事も、頼だであらう。左なくては上京の甲斐があるまい。

養君運動の件

幕吏は能く事情を知りてゐる。今更ら抗辯も六ヶ敷い。

初にも申上候通、京師之御取違を辯候了見は御座候得共、無理も否も拵も參り候にては無御座候故、御考之様に厚ケましくは無御座候。

橋本も斯く手軽く受け答へする外はなかつた。

土州狀届けの日時

大學(三國)へ話した程は、入込ぬか。

左様に御座候。受方も違、申方も違候。

四月上旬に、三條家より土州へ之御返書と、額字を戴き、罷歸候由土州狀を、因幡守へ届候は、いつ頃に候哉。

此は京著二日後の事に御座候。三條家へ土州之狀は、届候へども、个様くと申、強て之願も無之、別に

先方へ約定之事杯も不致に無相違一哉。相違無御座候。

其れならよし。此も分つた。其外堂上方へは、手を出し申さぬか。

左様に御座候。私より申上候程の事は無御座候。乍去御不審も御座

候はゞ、御吟味可被下候。

夫でよし、左様なれば手出し無之と見へて、手續之始末は、能分つた。右之通なれば、何も指て悪しと申事はない。主人の存意も能分つた事なれども、

周旋

茅根と橋本の相違

御養君様御一條は不ニ容易ニ義に候へば、主命とは申條、其方勘辨可有筈に候。夫をも不願引受致ニ周旋ニ候は、其方も其丈は可ニ忍入ニ筈に候。

水戸側なる茅根伊豫之介などは、周旋の一件を、一切自分一存の事として、其の主人齊昭には、何等没交渉と辯明してゐるが、橋本は當初から主命を奉じて、周旋したことを、憚らず明言してゐる。此れは銘々其の立場が同じからざる爲めでもあり、又た銘々の見識にもよる。何れを是とし、何れを非とする譯合のものではない。何れも其志の如く、斯く爲す可き筋のものと見て差支あるまい。

〔六一〕 橋本左内應答書 (五)

周旋の辯

流石は橋本左内だ。彼は養君問題に、如何に主命とは云へ、自から干繋したる

橋本の逆

ことを恐れ入る可きだとの幕吏の言に對し(參照 六〇)、却て左の如き、積極的の申分を陳述してゐる。

夫は兎も角も、先達より京師へ掛合之手續は、毎々御尋御座候へ共、趣意柄は頓んと御吟味無ニ御座一候。右様之御大事、主人一己之存意を以て、周旋仕候事、いかゞ被ニ思召ニ候哉。

此の如く彼は手續論を蹴り飛ばして、目的論に進み、何故に國家多難に際して、年長、賢明の養君を希望するのが悪しき乎と逆襲を試みた。されば幕吏も、致し方なく、

其趣意に於ては、何も悪い事はない。

と答へた。然も橋本は更らに念を推して、

そこは能御分り御座候哉。

と問うた。幕吏は、

夫は能分つた。

と答へざるを得なかつた。此に於て彼は一步を進み、左様なれば、私は主人の爲、可成丈心配可仕筈かと奉存候と突き込んだ。

夫れはそうなれども、其許は又主人の爲を可存筈。又主人とても、善事でも仕過ぎてはわるい。元來主人は公邊之御爲、國家之御爲と被存被致候に相違はあるまい。併し善事も過れば、却て御爲が害になる。

君臣努力の辯

私は主人の爲を可存筈なれば、主人は公邊之御爲可存は、勿論に御座候、主人兼々申居候は、當時は御時節も御時節、家柄も家柄なれば、公邊之御爲には、分けても心力を可盡と申居候。

幕吏の諫諍論

今や鞠問者の幕吏は、却て受太刀となつて來た。夫れはそうでもあらうが、其許は幾度でも諫めそうなものじや。諫めたか如何。又たと主命でも、右様な身にあまり候事は、うけて濟ぬ。此れに就ては、橋本は左の如く堂々と論破してゐる。

橋本論破

主命奉承の件

私身分之事は、私より可申上。筈にては御座らず。諫めるとも諫ぬとも、臣たるもの、口より可申義にては有之間敷奉存候。固より存意之事は、篤と申立置候間、其御吟味に御座候へば、夫々其筋へ御穿鑿奉願候。また惡事之外は、主命なれば、辭退仕筈はなき様、心得罷在候。此に於て、幕吏は曰く、

主命を受ぬがよいと申にてはナイ。大切な事なれば、勘辨がありそうな事じや。主人之致候事の悪いと善いとに不拘。何分其許之身分に取て、恐入たがよい。其れはそれ昨冬(安政五年の冬)石谷因幡守殿宅にて調への節、日下部伊三治にも懇意には候へ共、昨今之事にて、中々御養君様杯機密之話は仕らず。勝野豊作にも、面會は致し候へ共、上京後之事にて、彼宅に致し逗留居候小曾根乾堂と申、長崎印刻師に印を頼に罷越候節、兩度致し面會候迄にて、中々上京之手續杯相咄筈はないと申答候。其に相違なきか。

相違無御座一候。

京師之手續も、大學(三國)始、因幡守(森寺)杯申立候處は、無相違一哉。先刻御沙汰之通に候へば、少々之輕重は御座候へども、大相違は無御座一候。

左様なれば、又一度先之口相調、愈相違なければ、其でよい。此後改て吟味有之とも、今日之通申答たがよい。其時不都合にてはならぬ。承知仕候。何遍にても、今日之通、御答可申上候。

橋本の目的論

其なれば至極よい。今日は此でよい、また改て尋があるであらふ。以上は安政六年七月三日の應答の筆記だ。橋本も出來得る限りは、其の京都に於ける周旋の手續き等を手軽くし、造作無くし、極言すれば、事實を隠蔽せんとした。然も大體に就ては、三國、小林、森寺の徒が、既に語り盡してゐるから、其の證據を、幕吏の手に握られてゐる事柄は、今更ら如何ともす可き様はなかつた。此に於て寧ろ進んで、其の手續論を抛却し、其の目的の公明正大に

して、一念憂國奉公に外ならざる所以を、陳辯し、遂ひに此の一點に於ては、幕吏をして首肯せしむるまでに至らしめた。

【六二】橋本左内最後の應答 (一)

最後應答

橋本左内は、既記の如く、安政六年七月三日、町奉行に於て、糺問を受けた以來、其儘同藩士瀧勘藏の預人となりて、謹慎してゐたが、十月二日、評定所へ召喚、糺問の後、傳馬町の獄舎に投せられ、尙ほ數回糺問を受け、十月七日、愈よ其の審判を申渡された。此處に掲ぐるは、處刑間近かく、安政六年十月

(日取未詳)、即ち最後の應答書と云ふ可きものだ。先達より申立候趣、一通相分り候へ共、先方申口と齟齬之廉も有之候故、尙又相尋候。

横山猶藏  
同道の件

承知仕候

其許義去年(安政五年)正月下旬、航海術取調旁、京都之風説等取調之爲、横山猶藏と同道罷越候事相違無レ之候哉。

相違無レ御座候。

猶藏も其方同様風説取調、且御養君御一條等、相蒙り、罷越候義に候哉。

同人は航海術用向丈に御座候。

左すれば其方に關係無レ之哉。

左様に御座候。

正月廿七日出立、二月七日頃京著、夫より三國大學に引合、並森寺因幡

守へ致二面會候事無二相違一哉。

相違無レ御座候。

右大學は兼て知り人に候哉。且越前家には格別由緒も有レ之、以前は出入も

致し、扶持も貰、今以前段之趣、先方にて申立候。

三國大學  
と越前家  
との關係

愈相違無レ之候哉。

知り人には無二御座候。其餘は御沙汰の通りに心得居候。

夫故及二面會、主人意通りの事可ニ申述一と、内々含も有レ之候て、彼御養君様

一條をも申出、當今海防御大切之折柄故、御根本御手厚に無レ之候ては、皇國

之御爲、御家之御爲、誠に御大切に被レ存候間、年長賢明之御方様、速に

被レ爲レ立候様、於ニ京師も厚御心配有レ之候様、且一橋殿は、右に御相當之

御人體と申可ニ相話置、周旋相頼ひと申候事、無二相違一候哉。

左様に御座候。

然る處大學申には、斯様之御大切な義、私一分にも御返答難ニ申上、猶

又相考及ニ御相談一可レ申と歸り候由、其節大學へ面會申込候は、近藤

了介と申者、兼て大學へ知り人故、此を以て申込候由、且初て面會致

候は、三月十二日の由、愈無二相違一候哉。

左様に御座候。

其後大學は小林民部へ相談に及び、右様之義、口上取次のみにては如何之旨  
 申聞候に付、其許より民部へ面會致し、相頼度相願面會候處、此義  
 は主人より直書にて參り候はゞ、心配も出來候由相話候故、其次第を主  
 人方へ急便にて申越候由、左様か。  
 此は少し間違候。私より民部へ逢度と申出候義には無御座候。先方  
 より面會致度と申候義に御座候。  
 其は其許は主命之事故、随分我方より推て相願候筈。先方より申候は  
 不審に候。  
 左様なれば先方御尋可被下候。  
 然し此位な處はどふでもよからう。  
 明白に御分りの上、主客の違、どふでもよい譯なれば不苦。併し實事はど  
 こと迄も、私より面會の事、申出で不申候。  
 此の如く橋本は、事苟も事實と相違するものは、其事の輕重大小に拘らず、

一步も假藉しなかつた。彼は飽迄も白を白とし、黒を黒とし、事實有りの儘を、  
 正々堂々と陳述せんとしたものだ。  
 よしよし、其後大學へ直書（松平慶永より）參り候處、何分厚相含可申旨、  
 民部より申答候由。大學より相話候由。  
 左様か〜と心得居候。  
 右直書は平本名前之由、其面會の節、菓子料百疋民部へ遣候由、餘り輕  
 少な事に被思候。外に何も不遣候哉。  
 百疋も大學へ頼み、同人の心得を以て遣し候様、頼申候。最も天下の  
 御爲にも可相成筋と心得、及相談候義も候へば、金銀で拵た、頼んだな  
 どと申、卑劣な話とは大相違に御座候。  
 左様ならほんの菓子料許か。  
 左様に御座候。  
 如何にも堂々たる口吻、とても頭を低れ憐を乞ふが如き態度は藥にしたくも相



見えなす。

【六三】 橋本左内最後の應答 (二)

三條實高  
面會

森寺因幡守方へ、二月十日頃、土州家より三條家行の書狀、並同家より因幡守方への書狀一通とを持參致し罷越候處、同人留守に付控居、歸宅の上及二面會候て、書狀相渡し、翌日又罷越候て、内府様(實高)へ御逢相願候處、其翌十二日に御逢有之、其節は作若狹守が紹介致し、内府様に、御書齋様なところで御逢有之候由、其節其許より今度堀田備中守殿御上京被致、海防向杯色々御申立も可有之候間、何分厚き御考被爲在、一概御打拂も可不宜、御養君様の義は、賢明年長にして人望も有之御方早く御定り被成候事可然、其には一橋殿御至當、依て京師より右御人體の

事實の承

森寺誤謬

處、御名指にて、御沙汰御座候様願度ものなどと申上候由、左様か。以上の幕吏よりの訊問は、如何にも事實と、要領とを得てゐる。此れにて幕吏の手には、事實が能く握られてゐたことが判知る。左様に御座候。併し堀田殿へ關係致し候事は何も無御座候。且三條公へは、専ら關東風説申上候迄にて、御養君様の事も、唯處々に申觸候義を申上候迄に御座候。此れは橋本としては、斯く云ふの他はなかつたであらう。されど事實の總ては、恐らくは幕吏の訊問通りに相違無かつたであらう。それでも因幡守が、前文の様に申立た。夫は同人が知つた事では御座候はず。御逢之節は、傍に因幡守などは居合不申候。成る程森寺は橋本が三條公との對話の傍には在らなかつたであらう。されど彼は其の要領を與知しない筈はない。元來此の面會は、森寺の手によりて行は

三條公答  
辯の事

勅答

れたものだ。然も橋本の使命に就ては、森寺が先づ心得てゐたものだ。それはまあどふでも大抵似寄た事じや。其節内府様(三條實萬)よりの御返答に、當時は御政務には關係なく候故、此方なといかゞ存候とも致方なし。乍去何ぞ右等の事も承候はゞ、又可相話と被仰候由。

左様に御座候。色々世間の事申上候處、此方などにはあづからぬ事には候へ共、尙又右様の處も承り候はゞ内話も可申と被仰候。

其節御染筆も相願、其後四月二日頃に、勅答之寫と、並堂上方額字式紙等願置候ものを取集め、因幡守より受取持還り候由、左様か。

勅答とは何の勅答に御座候哉。

此は□□のじや、□□□□る。

勅答とは備中守殿へ被仰出候ものに御座候哉。

左様。

左様に御座候。

橋本の不  
屈

右の通に無二相違一哉。

左様に御座候。併し輕き事が、兎角御深取になり候様奉存候。

扱右の答、其許主命も有之事故、別段とは申條、重き御事柄を取扱候丈は、既に先達より恐入て宜筈じや。愈此處は深く恐入て居るがよい。此上心得違か出來候てはならぬ。

幕吏の眼孔は、既に其の罪案の要點を、此處に指定してゐたことが、言表より推察せらる。

御爲筋と存候處、段々御手数數に相成候は、恐入候事に御座候。

如何に橋本其人が強頑不屈なるを見よ。彼は言葉では恐れ入ると云ふも、其の心中には、毫も恐れ入りたるところは見えな。然も其言葉さへも、「段々御手数數に相成候は」との制限的のものだ。

扱又日下部伊三治、勝野豊作にも懇意の趣相聞へ候故、先達來段々相尋候處、伊三治も一通懇意に候得共、昨今の事にて、重き御事柄、御養君

様杯の事は話さぬ。豊作には小曾根乾堂と申す印刻師に面會を頼罷越候節、兩度面會致候迄の事の由申立候。愈左様な譯斗で、京都の手次などは話さぬか。  
左様に御座候。

ソウでは有まい。話た事がある。

あるならば承度候。

隠さず申すがよい。

かくそうにも可レ隠事が御座らぬ。

伊三治や、豊作が今居らぬ故、丁度都合よく申にてはなきや。其許は元來主人の内意を受、周旋致候義に候へば、随分御養君様の事位を頼そらな事。且豊作にも何ぞ話もありそらな事。あつた處が、何も指て心得違と申でもない。何んともあつた事は不レ拘申方がよい。  
左様に御疑に候はゞ、乾堂へ御尋御座候へば可ニ相分一筈と奉レ存候又一

養君問題  
追究

通り打拂の論はわるい、西洋の形勢は、昔と違う位な事は、相話申候夫でも可ニ申上二哉。

其には及ばぬ。

左様なら當節御尋筋に關り候事は毛頭無御座候。若あつたと申者御座候はゞ、其者へ御引合可レ被下様に願度候。

それならばよし。今日は是でよい。

此れが最終の幕吏對橋本の問答であつた。要するに京都周旋の事實は、殆んど悉く三國大學、小林民部、森寺因幡父子によりて幕吏の手に擧げられてゐた。されば如何に橋本の辯舌もて之を覆さんとするも、そは到底不可能であつた。されば彼とても、其の大體を認めざるを得なかつた。

隱蔽不可

### 第十一章 橋本左内の心事

#### 【六四】 橋本に關する中根の記事 (一)

橋本の目

橋本左内の應答書を読んで、何人も氣付くのは、主命を奉じて、京都に於て周旋したと云ふ一點だ。而して彼は幕吏が、徒らに周旋の手續及び方法に就て、彼是と訊問するを不快として、何故に其の大眼目、大精神を看取せずやと反問してゐる。彼は天下の爲めに、徳川家の御家門たる越前家が周旋するは、是れ當然の事であると、正々堂々陳辯してゐる。併し問題は、尙ほ残つてゐる。彼は何故に一切を自己の責任として、主家を煩はさざらんことを乞めずして、此の如く其の責任を、主家の上にも擴大するの結果を來たすことを顧慮しなかつた乎。

中根雪江の論

必らずしも其の解説と云ふ程でもないが、彼と同功一體の、然も彼の先輩にして、且つ上僚たる中根雪江は、左内の友人、石原甚十郎の名に托して、安政六年十二月、橋本左内事蹟を編してゐるが、其中に極めて短簡ではあるが、此の一件に關する記事がある。

橋本の覺悟

水府老公及正論の諸侯を幽閉し、吾公(松平慶永)亦其奇禍に罹る。實に七月五日(安政五年)なり。此日の夕、幕府公の同姓姻族を召す事ありて、吾公嚴譴に遭うと喧傳し、一邸洵々として上下顔色なし。于時左内參謀中根某(雪江、按するに他人の名に托して執筆したるが故に、自己を斯く記す)に謂ふ、事既に聞くが如きに至る、吾輩二人の罪にあらざるを得ず。斧鉞の吾輩に及ぶ、固より甘受して辭せざる所なり。然るを若し譴責公の一身に止らば、吾輩唯死あるのみ。争でか視然として、公の面を拜し、將た世人に見るに忍びんや。卿之を如何と謂ふ。某(中根雪江)曰我意亦子の言の如し、豈獨り生るの義あらんやと、二人死を矢ひ、決然として、幕命の如何を待つ。公蚤く其色を察し、親書を裁して、之を賜ひ、死を止めて諷諭懇到す。於レ是左内死することを得ず。

此時の事情は、中根雪江の「昨夢紀事」に、最も詳細に録せられてゐる。中根、橋本兩人は、實に松平慶永の左右翼であつた。彼等兩人が死を決したるは、彼等としては當然の事であつた。

橋本苦心

爾來心志を、公の冤辱を雪で再造の恩に答ん事に盡し、勞思傷神、形體殆んど消削するに至れり。十月廿二日夜、余輩酒を邸内の曹舎に飲む。初更、午後八時、知印大樂寺七左衛門、執法高田孫左、市尹の吏數人と共に暴然として左内の曹舎に闖入す。余輩驚き窃に逃る。而して吏左内を孫左に附して引き去らしめ、七左等と共に遍ねく曹舎の内を搜索し、文書類を攫收し、而後左内に對談する霎時、又孫左に囑托、明日市尹石谷因州宅に參すべき由を令して歸れり。

橋本閉居

以上の事件は、既記の通りだ。(參照 五一—五四)  
翌廿三日左内親族代瀧勘藏と共に、因州に至る。應上にて、勘藏へ左内を預けらる、旨を命せらる。爾來左内曹舎に閉居し、他人に見えず、讀書監

閑地讀書

帖諷詠自ら娛み、生來始て閑地を得たるを喜ぶと雖も、又吾公冤辱の未だ雪がざるを痛患せり。  
彼は此の餘儀なき閑日月を、讀書講學に用ひた。彼が安政六年正月十五日附にて、中根雪江に與へたる書中の一節に、  
蘭書にて大分新得御座候。航海書にて帆、櫓、纜、碇等の運用、其他停泊之規則等迄書載候。極新之著述も有之候。三間舍幽囚之身も、萬里の雲天を驅駛する心地仕候。其他測量書の簡而明者有之、多年之渴望願に慰候。心得、快々に堪不申候。

獄中所思

如何にも彼が轉禍作福の作用が想ひやらるゝ。尙ほ三月二日附、同人當の書中には、  
長々幽居中、色々相考候處、何等の才識も加り不申、纔に居世上策は阿諛、々々の上策は、賄賂と云事丈發明仕候。  
此れは小曾根乾堂や、平山謙二郎の書を、中根に托して、藩の家老其他に贈る

に際しての添状だ。固より文句以外に、彼の抱負を看取せねばならぬ。

〔六五〕橋本に關する中根の記事(二)

糺問屢々

中根は更らに橋本に就て、左の如く記してゐる。

十一月八日(安政五年)再度市尹廳(石谷四幡守)へ呼出され、因州、監察松平久之丞と共に、詰問の事あり。己未(安政六年)二月十三日、評定所へ呼出され、更に改めて瀧勘藏に看護を命せらる旨、松平久之丞より左内及勘藏へ申渡されたり。三月四日、七月三日、於二同所一糺問ありき。

其の糺問の模様は、既記の通りだ。(參照 五七一六)以下之に關する左内の態度に就て記す。

橋本態度

左内毎に舍に歸つて談笑自若、一語の應上の事に及ぶなし。故に人其の鞠

訊の何事たりしを知る者なし。後窃に之を應上に列せし吏人に聞くに、左内の糺問に對答する、事連署に亘らざるは、靦縷實を以てし、度することあることなし。

此れは當り前のことだ。事苟も彼一身に止まりて、他に連及せざるものは、斯くありて然る可きだ。

時あつて彈官の問ふ所に汝が主人は知らざるなるべしと誣て、主公の罪を掩はんとするの語氣あれば、左内暗に吾主を圍護せらるゝの好意を感喜するの色ありと雖も、苟も尊王佐幕忠義の大節に關係する事件に至つては、昂然眉を揚て、吾公の誠意を推し、誣を斥け冤を訴て、毫も面從屈下することなし。

橋本心事

此に至りて始めて橋本其人の、他と同じからざる特色を發揮することが出來た。彼は其の行動が、實に天下の爲めを謀りたるものと確信してゐた。而して之を彼に命じたる主君も亦た天下の爲めに、然かしたるものたるを確信してゐる。故に何は兎もあれ主君の公明正大なる心事を、表白するを以て、第一義とし、此

幕吏の評判

れを以て曖昧、塗糊の遁辭、飾辯を斥け、正々堂々其の真相を開陳したのである。されど斯る丈夫兒の心腸は、俗吏輩の諒會し得るところではなかつた。依之獄廷胥ひ議す。水府其他諸臣の間に答ふる事、皆一己の私意に出で、曾て主人の知らざる所なるを陳じて、罪を己れに引き、孤忠憫むべきの状あり。特り左内に在つては、其主人をして己と共に罪に陥らしむるに似たり。忠と云べからずと云へりと告たり。

尤もの批評

此れは獄吏共の沙汰であつた乎、將た越前藩に於ける、或る人々の評判であつた乎。何れにしても此の場合に、斯る觀念の出で來ることは、決して不自然でもなければ、不思議でもない。中根其人の記事は、此の一點に於て、聊か詳悉を缺くの憾みがないでもない。此れは彼が亡友の爲めに、故らに諱んだものであるかも知れない。

水藩士との相違

何れにしても幕吏の水戸諸臣を糺彈するや、幕吏は飽迄も事は水府老公即ち齊昭の命に依るものとの一點に引き付けんとし、水戸諸臣は事は全く自己の一存

中根の橋本辯護

に出で、毫も主君と關する所なしとの一天張りにて押し透さんとした。(參照四三―四九) 然るに橋本の鞠問に限りて、幕吏は主命の件を、淡く打ち消さんとしたるに拘らず、橋本は飽迄も主命の件を、濃く言明し、確定せんとしたとは、甚だ受取り難き推説と云はねばならぬ。惟ふに幕吏が餘りにくどくしく手續や、道行の細條、末節のみに没頭して糺彈するから、橋本は怵へかねて、大義名分の上から、此事の決して一人一己の私意でなき所以を、眞甲から論出し、而して其の結果が上記の如き餘り面白からざる印象を、幕吏に與へたものではあるまい乎。乃ち中根は左の如く橋本の爲めに辯護してゐる。

不知左内の不義にして、苟も免れんよりは、義に伏て罪を獲るに如かずとする大節志操あることを。吾君をして不義に陥るゝに忍びざるの忠赤を以て、翻て君を陥るゝの不忠とす。冤獄の因て成る所以と云ふべし。以上は中根其人として、最上の辯護であつたらう。されど橋本の獄吏に對する言

説に就て、不満を懷きたるものは、必らずしも幕吏其人にはあらずして、恐らくは他にあつたであらう。

【六六】 橋本最後の懺悔文 (一)

橋本非難

恐らく橋本其人が、幕吏に對して、無遠慮の放言の爲めに、却て主家を煩はすに至つたとの非難は、未だ橋本其人の刑死せざる以前からあつたであらう。而してその聲が、或は獄中の橋本の耳に入つたのではあるまい乎と思はるゝ節もある。そは兎も角も、橋本は其の刑死する前日、即ち安政六年十月六日附にて、左の如き密書を發してゐる。然も此れにて勿論明日が、其の絶命の日であることを豫知してゐなかつたことが判知る。

橋本懺悔

拜呈陳者、過日口書之節、主人内命にて、勅を願候との辭御座候を、其

聊か不用意

節狼狽して頓んと不ニ心付、御請け致し、今日に至り、萬々思ひ出し、誠に心痛至極に候得共、致方無之、右様にては全く御先代様(松平慶永)不ニ容易御心違と相成、御家にも拘り可申哉と、深く痛嘆に沈罷在候。此れは如何にも橋本其人の人間味を、遺憾なく暴露してゐる。人の將さに死せんとする其言や善しとは、宛も斯る場合を指して云うたものであらう。對獄吏の際は、只管其主君の報國の大義を伸明するに専らにして、此れが爲めに、主家を煩はすの虞あり杯との點には、配慮に違あなかつたものであらう。而して其事を、口供の出來上りたる後に氣付いたものであらう。彼が斯く氣付くに至つたのは、或は外間の評判が、獄中の彼の耳に入りたるが爲めであつたかも知れない。

萬策窮す

右は私不行届より、如レ此御調上に相定候事に候義故、何卒今一度右之處申開致度候。色々工夫等仕候得共、此内に居ては、一向手段も無之、再御呼出之事も此内切に相談候得共、口書相濟候上は、致方無



之旨皆々申聞候

全く此の通りにて、今更ら致方はなかつたものであらう。

私丈は右之科に被<sub>レ</sub>處、鶴飼杯同様に相成候共、(鶴飼父子は、既に同年八月廿七日に刑死)無<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>候得共、萬一主家へ又々御殿譴等御座候ては、私死後迄も瞑目仕兼候間、何ぞ御工夫も可<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>哉。外へ可<sub>レ</sub>申通一方も無<sub>レ</sub>之故、内々右痛心之處、極密得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候。

橋本の目的宣明

如何にも尤なる次第だ。此れは決して彼の本意ではなかつた。彼は唯だ當初から此の運動——一橋擁立一件——を、何れの方面から眺めても、正しき事と確信したから、此れを宣明するに急にして、他を顧みる餘裕が無かつたのだ。而して此の結果が、却て彼の不本意にも主家を煩はす虞れを生ぜしむるに至つたのだ。

橋本人間味

然も彼自ら「其節狼狽して、頓んと不<sub>二</sub>心付<sub>一</sub>」と白狀し、明々地に其の弱點を懺悔してゐるを見れば、何人も此上彼を追責せんとするものはあるまい。否な苟も人情あるものは、却て此の如き弱點暴露に於て、彼の人間味を見て、寧ろ寸毫の拔目なき油斷のならぬ漢よりも、其の人物に、愛著す可き或物を見るであらう。

辭を盡さず

又私一分之處も、先方引合杯之處、大分相違仕、所詮主命とは乍<sub>レ</sub>申、公邊を不<sub>レ</sub>恐と申事に陥り申候。此等も嘆ヶ布存候得共、何分御威光御嚴重にて、私共其御席にて辭を盡し兼候次第、何共不堪<sub>二</sub>悲涙<sub>一</sub>候。彼の應答書を見れば、殆んど傍若無人に、能く言はんと欲する所を言ひ、辯せんと欲する所を辯じてゐる。然るに彼は「何分御威光御嚴重にて、私共其御席にて辭を盡し兼候」と云うてゐる。乃ち封建時代、階級制度の爲めに、人材彼が如きさへも、此の如く階級觀念の爲めに、自から壓迫せられたるものあつたかと、今日に於ては唯だ意外千萬に思はるゝばかりだ。

自ら懺らす

先達て迄は、度々心中も吐候へ共、何故か私申上候處とは、御聞取模様違候哉に被<sub>レ</sub>存候。此れ畢竟は私不辯之故に可有<sub>レ</sub>之と奉<sub>レ</sub>存候。

此等も能御察し可被下候。彼は此の如く「此れ畢竟は私不辯之故に可有之」と云ふも、若し彼を不辯とせば、天下何人を不辯ならずと云ふを得可き。彼は何人の前にも、其辭を盡し得る膽識と、雄辯の持主であつた。然も斯る場合には、自から慊らぬところかあつたのであらう。

【六七】 橋本最後の懺悔文 (二)

主家を憂  
橋本左内は、其の主人及び自己の報國の心事を、法廷に宣明するに急にして、却て此れが爲めに、主家を捲添へにし、主家をして重ねて嚴譴を被らしむるの辭柄を、幕吏に與へんことを虞れ、自から切々の情に勝へざるものがあつた。乍去私一分の事は無是非、且今更何も所恨無御座候。

再呼出を  
望む  
主家煩累  
排除の心

主家之儀は、實に恐入候事、誠に御宗家(將軍家)御爲筋被思召候ての事にして、御當代様御養君被爲定候前の事にて、既に御定りの事被爲聞候後は、深く御恭順の御思召厚く被爲在候等の義は、誰知る者も無之、此處は公邊へも不通して、徒御爲あしく御謀被成候様とのみ、上向へは、相達居候所は無之候哉と、益惱慮哀悶仕候。如何にも彼が主家を思ふの心事、諒とするに足る。「惱慮哀悶」の四字は、實に彼が苦衷の活畫と云はねばならぬ。今度は主家へ再御嚴譴等有之の間布鹽梅に御座候哉。何ぞ其邊御聞への事も無之哉いかゞ。乍内々承度候。如何にも殊勝の事だ。又何ぞ私再御呼出に相成候趣向は無御座候や。何ぞ此等の處、一寸御配慮も被成下一問敷や。如何様にもして、彼が再び審理の機會を得、主家の爲めに、其の煩累を來さ

願

らんことを是れ謀る心事が、手に取る如く明らかだ。

甚申上兼候得共、金子小遣の爲、一圓程、御廻し御遣し可被下候。小

拙夜分頓んと眠り不申候間、何卒十分安眠出來候丸散にても、丹藥御遣

し可被下候。此は今日にも及不申候儘、早さが専一、今明日等の内、

早々御遣し奉願候。

獄中不眠

橋本は實に獄中にて、不眠症に陥つた。その爲めに催眠藥を求めた。彼は醫師出身であるから、能く藥の效用を知りてゐる。但だ「小拙夜分頓んと眠り不申」の一句にて、彼が胸中に来往する、千萬無量の感慨は、自から影寫せられたる趣きがある。讀んで此處に至れば、我も亦た泣かんとす。

此より書付指出候事、御心配も可有之候得共、此内は又別段之規則も、頭分承知之上は、何の仔細も無之由、追々承候。故拜呈仕候。御覽後御投火可被下候。(是迄一紙十月六日)

別紙一文

尙ほ上掲の書簡の別紙として、左の一文がある。此れは前文と同時に認めたる

もの乎。それは兎も角、其の氣分が頗る同じからざるものがある。或は前文が裡面の消息にて、此文が表面の消息と見て、差支なきかと思はる。

金五受取申候。此間より兩度の御贈り物難有、此内にて不自由も不仕

毎日閑談のみ暮し居申候。随分話相手も有之、退屈も不仕候。委細は

此書中に、不申述候。指當りの事は、何も御案じ被下間布、唯同藩之罪

を、一人に引かむり候。鹽梅にて、獨斷にて取計らひ、諫めも不申、大臣

へも不申聞と申處にて、私へは重く參り、口書も、勝野、飯泉杯より重

く御座候。

獄中の生活物資

とても長き間は可無之候ま、萬事宜、此迄公私の事、半途になり居候

事共、吳々宜奉願候。一統には何を書遣し候ても、宜と申居候得共、

そらも仕兼候間、此に書留申候。此内にて毎日肴も有之、色々菓子

も有之、物は高く候へ共、金さへ出候へば、種々のもの有之、唯火斗は無

之候。

私身上の事は、必御案じ被下間布候。不ニ相替一平和に罷在、詩杯にて  
樂居申候。

橋本心事

此れは前文とは、打て變りたる陽氣の調子にてあるが、彼が獄中に於ける一面  
の消息は、此れを以て知ることが出来よう。然も彼自身も、此書を認めたる翌  
日が、其の死刑宣告且つ實行の日とは、神ならぬ身の前知するよしもなかつた  
であらう。何れにしても彼の心事は、噉として白日の如く、實に彼は徒らに功  
利是れ専らの策士にあらず、胸中血あり、涙ある一個の好男兒であつたこと  
を、不意識の中に自から證明してゐる。

第十二章 幕閣中の異論者

〔六八〕 根本と枝葉

江戸斷獄  
手始め

安政大獄の手初めは、京都に於て行はれたが、其の斷獄は、悉く江戸に於て行  
はれた。而して其の斷獄の手初めは、水戸人士の囚徒に對してあつた。此れ  
と同時に、水戸藩主等にも亦た重ねて、其の嚴誡が行はれた。此處に重ねてと  
云ふは、既に安政五年七月の初めに於て、彼等はそれ／＼處罰せられてゐるか  
らだ。(参照 井伊直弼執政時代 九〇、九一)

水戸君臣  
動搖の責

抑も此の如く水戸君臣が、安政六年八月に至りて、それ／＼處分を受くるに至  
りたるは、水戸藩地に於ける人心の動搖より、延いて其の士民の者共、陸續江  
戸を指して馳せ上り、其の或者は入府し、然らざる者は、途中にて大勢屯集し、  
何れも容易ならぬ形勢を來したから、幕府にも其の對應策として、處分したも

水戸君臣の理由

のと云ふことも出来る。然も斯く人心を動搖せしめ、激昂せしめたのは、畢竟幕府が水戸に對する措置を誤りたるが爲であらば、其の責任は、幕府にありと云ふことも出来る。その何れにするも、理窟は双方にある。

然も幕府をして、水戸君臣に對する處分を、急がしめたる所以には、更らに他の理由があらねばならぬ。それは他にあらず、京都との干係である。言ひ換ふれば、京都に對する申譯である。元來井伊大老は、水戸齊昭を以て總ての禍根、若しくは禍原、禍因と見做してゐた。目指す相手は、必ずしも彼一人とは云はざるも、殆んどそれに幾かつた。然も齊昭の罪證を得るには、先づ京都に於てせよとは、井伊及び其の懐刀たる長野主膳の見込であつた。

此の如くして搜索の手は、京都に向て伸ばされた。然るに此時に際して、意外にも二個の事件が京都に發生し、若しくは京都から發生した。其の一は九條關白を罷めて、近衛左大臣を以て、之に代ふるの運動だ。此れは近衛左大臣が勅命にて内覽までには漕ぎつけたが、關白は江戸の反對意見にて、其儘掛案となつ

突發二事件

井伊側整

本末顛倒論

京都側の不満

た。次には水戸に向て勅諭の天降りだ。

此れが爲めに井伊側は、泡を喰つた。狼狽した。周章した。而して其の抑制運動と云はんよりも、寧ろ報復手段として、凡有る壓迫を朝廷、朝臣、及び民間の有志者及び其他連類者、若しくは連類者と見做されたる者に加へた。

此の如くして主上の御身邊まで、何等の遠慮もなく、幕威は偏まり來つた。此に於てか、京都側には、既に此の事件の元兇は、幕府に於て、水戸齊昭と見做すからには、其の元兇に向て、先づ處分を加ふ可きだ。然るに彼及び其の周邊を閑却して、論て其の枝葉とも云ふ可き京都に向て、嚴刑酷罰を加ふるは、是れ本末顛倒ではないかとの議論がいで來つた。

如何に井伊側には、強辯飾辭を逞しくするも、京都側の此の議論を、頭から打ち消す譯には參らない。矧んやそれには幕府を代表して、西上したる間部閣老が、既に京都側に向て言質を與へたるに於てをやだ。固より京都側に向て、必ずしも水戸齊昭の懲罰を希望するでもなければ、要請するでもなかつた。

水戸處分  
論擧頭

されど井伊側が、水戸を敵と目指して、却て京都を討伐しつゝあるが如き措置に對して、其の片手落ちと云ふばかりでなく、其の本末を顛倒したるに付て、腹に据ゑられなかつたのは、當然と云はねばならぬ。此れは漠然京都側と云ふも、此の苦情の根本の何處にあるかは、之を推知するに難くあるまい。打ち割つて云へば、孝明天皇に於せられても、幕府の片手落ち、本末顛倒と云ふ一點をば、痛く御不快に思し召し玉うたに相違あるまい。

斯る事情の下に、更らに前掲の如く、水戸人士の動搖が加はりつゝある。されば井伊側が水戸齊昭及び其の周邊に向て、更らに嚴誦を加へんとしたるも、必らずしも彼等の立場から見れば、理由なしとはしない。此の如くして、水戸處分論は、幕議に上つたものであらう。

【六九】 三浦吉信の書簡

京都の刺戟

如何に京都の刺戟が、緊切であつたかは、京都所司代酒井忠義の公用人三浦吉信(七兵衛)が、安政六年七月十七日附にて、井伊大老の懐刀たる長野義言(主膳)に答へたる書簡の一片を見ても、自から諒會せらるゝ。

水府一條

昨年來段々御承知之通り、水府一條に付ては、右に關係之堂上之方々、御多人數御慎等も有之、又は地下官人等迄も、數輩御召捕に相成、就中四公(鷹司父子、近衛、三條)御落飾之儀等は、容易にも難ニ相成之處、段々之御申上にて、終に夫々御落飾、御落著に相成候へ共、畢竟堂上方之處は、枝葉之儀に有之、其根本と申候は、乍恐水府前殿(前中納言水戸齊昭)度々之御文通にて、關東之御政事不レ宜候故、外夷致ニ跋扈一候旨、此儘被ニ差置一候ては、終には外夷に被レ奪可申と之筋。或は水府家來鞆飼其外之者共、堂上へ致ニ手入、御養君之儀、賢明年長に無レ之ては、逆も御國威難ニ相立一旨等、種

京都枝葉

種之惡說申唱、剩綸旨を申請度旨取巧み候様之儀故、堂上にも實に  
と被ニ心得、終に惑亂之姿に相成候處。  
以上も其の根本が水戸齊昭にありて、京都は全く枝葉であるの事實が分明だ。  
されば京都が惑亂の姿となれるも、畢竟水戸及び水戸を中心とする者共の巧み  
である。

關東御一同様之御誠忠、別而御使鯖江侯(老中間部詮勝)之御丹精にて、堂上に  
も速に改心被レ致、各自ら慎み、又は落飾等被レ願候事に候へば、根本枝葉  
の差別は、亮然たる事に可レ有レ之候。

此れも全く其通りだ。

根本處置

左候へば先づ根本の御處置有レ之候上、枝葉之御處置と相成候方、順道に  
可レ有レ之候へ共、右之通各速に改心自縛被レ致候故、前後之次第に相成候へ  
共、何れにも根本の御處置、枝葉より輕き御次第にては、於ニ禁廷、逆も御  
納得は被レ遊間敷、既に堂上方風説に、總州侯(間部詮勝)御在京中、禁廷より

間部言上

御尋に、當地枝葉之者迄落飾慎みにも相成候程之事、根本之水隱は、如  
何相成候哉と、御尋御座候處、總州侯御答に、右は只今何とも難ニ申上候。  
岡崎三郎様(家康長子信康)駿河大納言様(秀忠の二子忠長)杯之御例も有レ之候。(何  
れに至親もて、尙ほ其罪を咎め、嚴科に處せられた)併只今如何様とも御返答難レ被レ成  
旨御請有レ之候由之風説も有レ之候故。

右は間部が、在京中朝廷よりの御質問に對しての答辯に就ての證跡を援さ來  
りての文句だ。「風説も御座候故」との一句は、故らに理りたるもの、事實は  
風説でなく、間部其人は全く此通りに言上したものと認めらるゝ。

實事に候は、堂上にては、右を凡之目當と見込可レ有レ之候處、格別御寛宥  
之御處置相成候は、落飾之面々と、根本枝葉之鈞合如何可レ有レ之哉。且又  
差下し之者之内にも、固より罪科輕重可レ有レ之候へ共、中には堂上之方々を  
申勸め、忠義に事寄せ、己れ天下を併吞せん存込之者も可レ有レ之、其巨魁  
之分、梅田源二郎、鶴飼父子、小林民部杯之類は、逆も死刑以上は難レ遁者

京都側意  
向代表

にも可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>哉。右に差<sup>レ</sup>續<sup>キ</sup>候者共は、遠島又は追放等も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>候へ共、追放之分は、手放し難<sup>レ</sup>置ものは、永御預<sup>ケ</sup>等も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>哉。右等之儀は、素より可<sup>レ</sup>論筋には無<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>候へ共、巨魁之者も、死刑を遁<sup>レ</sup>れ候様にては、是又根本枝葉之鈞合に拘<sup>リ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>サ</sup>哉と思考仕<sup>ス</sup>候。如上の意見は、必らずしも京都側の意向を、完全に代表したものとは云はないが、兎にも角にも水戸が根本にて、京都が枝葉であるとの一義は、誰よりも幕吏當局自から識<sup>レ</sup>認<sup>シ</sup>して、明言したるところなれば、其の枝葉のみに嚴罰を課して、其の根本を放<sup>レ</sup>抛<sup>ス</sup>するは、聞えない次第、所謂本末輕重を過<sup>リ</sup>たる不<sup>當</sup>の措置であるとは、京都側一般に行<sup>キ</sup>渡<sup>リ</sup>たる意向であつたに相違あるまい。

【七〇】 閣僚中の異論

太田の位  
地危し

京都よりは本末輕重の意見もて、江戸を刺戟しつゝ、あるに際し、水戸に於ては、鎮派、激派の分裂、漸く明白となり、兩者の反目、愈<sup>々</sup>劇甚ならんとし、然も鎮派の恃<sup>ミ</sup>としたる閣僚の一人、太田資始の位地も、今や一變せんとするの情態となつた。

太田の意  
見

井伊大老及び其の周邊は、何れも嚴刑酷罰を以て、水戸及び其の仲間<sup>に</sup>臨<sup>マ</sup>んとしたるに、閣僚の重なる一人太田資始は、やゝ其の意見を殊にした。彼は當時に於ては練達の宿老にして、天保七年九月、既に老中の職に就き、同十二年六月罷<sup>メ</sup>、隱居して道醇と稱したが、安政五年六月、再び井伊大老に拔擢せられて老中に任<sup>ジ</sup>、更らに備後守を稱するに至つた。

道隨の不可  
能

されば彼の再び擡頭したるは、畢竟井伊大老の力なれば、彼は井伊に絶對服從して、其意の儘に獎順す可<sup>キ</sup>であつたが、未だ必らずしも此の如くではなかつた。そは彼の政治的生活は中斷して、その爲めに時代精神に追隨することは、彼としては不可能であつたが、然も過去の經歷、及び經驗に就ては、聊か自か



ら恃む所ありて、徒らに井伊其人の應聲蟲たることを肯んじなかつた。而して此點に至りては、彼と同時に登用せられたる間部詮勝も、稍々彼と同一の位地に立つてゐた趣きがあつた。

太田の見解

特に太田は其の家柄が、水戸家とは、特殊の干係があつた。太田資始の祖正重は、水戸藩祖頼房の義母太田氏の一族にて、太田家は其の爲め水戸家に入出し、其の殊遇を受けてゐた。されば水戸の鎮派即ち穩和黨が、閣僚の筆頭たる太田資始に便りて、齊昭の冤を伸ばさんとしたるは、決して無理の事ではなかつた。而して資始も亦大勢に妨げなき限り、水戸家の爲めに、力を効さんとしたるは、意外ではなかつた。否な資始としては、寧ろ水戸を懐柔して、之を驅りて死地に陥らしめ、その爲めに潰亂を勃發するの憂を除くことが、徳川幕府の爲めにも、長計であると認めたるに相違あるまい。

井伊との溝渠

此の如くして井伊大老と、太田閣老との間に、自然に分離的の溝渠が出て來つた。而して其の消息は、井伊大老の代表者長野義言が、安政六年八月四日附、酒井所司代の代表者三浦吉信(七兵衛)に答へたる書中に於て、之を察するに足るものがある。

扱水之御處置方一件、右は存外之次第も有之、其譯は水臣より手入候ニ付而は、太田印第一之弱氣之處、間印(間部詮勝)にも御同意被成、水老ヲ一日嚴敷爲愼、其上ニ而御免相成候様ニとの御見込、御用部屋にて被申候處、昨年京地ニ而、岡崎三郎殿、駿河大納言殿等之御物談とは、表裏反覆之御趣意(參照 六九)、第一四公(鷹司父子、近衛、三條)へ之御釣合も有之事故、左様には不ニ相成、依レ之御任せに不ニ相成候處、水臣等へ、太印(太田資始)はふくみ居、輕博に不ニ相成被申、實ニ不ニ容易ニ趣ニ相聞驚入候。併太田印御退と相成候上は、最早格別之事も、有レ之間敷、早々御埒合ニ可ニ相成と奉存候。

井伊の腹

此れにて一切の難題は解けた。單に太田資始ばかりでなく、間部詮勝さへも、安政五年九月江戸から上京の際の意氣込とは、今や打て變りて、太田と共鳴

する所少からず。されば井伊其人に取りては、第一の相談相手であり、第一の味方であり、第一の恃みであつた太田は公然反對し、間部も隠然それに和鳴する所あり、井伊の水戸退治の大方針を、中途にて阻止せんとするを見ては、腹に据ゑかねたのも、是亦た彼の立場から見れば、當然と云はずんば、必然の事と云はねばならぬ。

井伊益々  
尖銳

若し此際井伊程の剛復漢が、幕政の樞機に當つてゐなかつたならば、幕府の戊午大獄に對する處分は、恐らくは頗る其の趣を殊にしたものが出で來つたであらう。されど井伊大老は、決して斯る手緩き漢ではなかつた。彼は其の間僚中の反對の爲めに、自から緩和せざるばかりでなく、寧ろ却て愈よ益々其の退治の鋒を尖銳ならしめた。此の如くして安政の大獄は、漸く第一の收穫を擧げんとした。

太田の意見

去年戊午六月太田資始の再び内閣に入るや、條約調印の事より藩藩の議論頗る沸騰し、慷慨有志の士皆水戸を擁して匡濟を謀らんとす。其の勢甚だ熾なり。資始人と爲り老練にして秩序を重んじ、過甚の行爲を好まず。乃ち以爲らく黨議横出、將に秩序を紊亂せんとす。須らく漸を杜ぎ微を防がざる可らずと。故に當初大老直弼を助けて黨議を鎮壓せんと努めたり。然るに爾來直弼の威權日に甚しく、幾多の志士を逮捕して大獄を起し、刺さへ太田及び三公を落飾謹慎に處し、今や水戸を處分する亦將に甚だ嚴ならんとす。是を以て資始は此處置の過酷なるを厭ひ之を寛待せんとするの意あり。水戸家老の歎訴あるに及び、益々其の他なきを知り、頻に調和の議を提出せしといふ（太田資始の祖正重は水戸藩祖頼房の準母太田氏の一族なるを以て、世々水戸家に入出し、特殊の待遇を受く。此の際家老が資始に頼りて歎訴せしは乃ち之が爲めなり）。又間部詮勝は、去年六月太田と與に内閣に入り、爾後上京して専ら京師の方面に當り暴威を逞うせり。而るに歸府以來其の議直弼と合はざる所ありしが、詮勝は京師の功を負み抗論して屈せず、動もすれば、直弼と對捍するの勢あり。故に詮勝の意向は從來資始と同じからざれども、今や直弼に對する感情は多少相投する折あるものゝ如し。（「水戸藩史料」）

〔七一〕太田去る

太田の危

太田は元來保守黨にして、幕府在來の情態を維持するには、尤も關心した。從て水戸を中心としての凡有る運動や、民間處士の横議を抑制するには、固より異存のある可き筈ではなかつたが、井伊大老の措置が、餘りに苛酷に流れ、京都に於ては鷹司太閤を首として、近衛左府、鷹司右府、三條前内府を落飾せしめ、東西に亘りて、大獄を興し、而して更らに水戸に向て、嚴刑酷罰を課せんとするを見て、心竊かに危懼なき能はず。然も井伊大老が固く執りて、其の猛斷威決を逞うせんとするを見て、遂ひに七月十四日(安政六年)附にて、左の一書を提出した。

太田意見

外國交易、定約開港之場所、定約之書、規定之處、追々自儘のみ申候而、御不都合之廉多く成行、自然御政道ニ障り、不ニ容易ニ御時節、此上御處置之義、被ニ仰出ニ方可有レ之ニ付而は、諸方へ被レ爲レ命方、猶可レ有レ之、各方

その眼目

御誠意承り度。外夷之事ニ付、第一叡慮不レ被レ爲レ安候程之御事、御大切之御義、且國主外様之内にも、外國共に御國體を被ニ見透、残念之事と被レ申候者も有レ之哉ニ相聞、御政道難レ有レ不奉ニ承伏一者萬有レ之節は不ニ平穩、外國人申立候處、御許容難レ被レ遊義、數多之事故、此上應接不ニ相立ニ節は、御手切之御挨拶、打拂被ニ仰出ニ候にも、御連枝、御家門、并諸大名、御旗本、御家人、其外輕き者、百姓町人ニ至る迄、内地混亂不レ致、御武備不レ衰、御徳輝、御政道難レ有御國恩奉レ報候様被ニ仰付ニ候方可有レ之、其上外夷之御處置、急度被ニ仰出ニ可レ然候。

此れは舉國一致にて、外難に當らんとする意見にして、其の眼目として見る可きは「御連枝、御家門、并諸大名、御旗本、御家人、其外輕き者、百姓町人ニ至る迄、内地混亂不レ致」の一句であらう。

一 水戸中納言(水戸慶篤) 御登城御免之義、家老歎願之趣、再應取調申上候處、御許容之御沙汰、實ニ無レ之節は、水府國中人民救之沙汰、御取調

之通、無二相違一事二相聞、人氣不穩、且近年外國人舶來ニ付一體人氣ニ拘り  
 安意之思無レ之折柄故、別而之御事、御大事之時節、内地御整之義、專要と  
 存候。外國之義、是迄各方御談申通、御法令不ニ相立一候而は、御國體ニ  
 拘り、不肖之拙者、蒙ニ御役一相勤候段奉恐入一候ニ付、申上候以上。  
 未七月十四日

太田備後守

水戸處分  
に對する  
意見

此れにて見れば、太田は實に水戸處分に就ても、寛典に處す可きを主張し、  
 加之水戸慶篤の登城をも許し、追ては齊昭其人に向ても、少くとも其意を安  
 んせしむる程の宏量を示さんとの意見であつたことは、言外に於て、之を察す  
 るに難くない。此れは固より水戸鎮派の執政共が、太田に向て運動したる結果で  
 あつたかも知れぬが、乃ち其の運動なしと雖も、太田は井伊大老の嚴刑酷罰の  
 措置には、賛成しなかつたであらうと思はるゝ。而して七月二十三日、太田資  
 始は、愈よ其職を罷められた。

問部また  
硬論反對

問部は太田と必らずしも同調ではなかつたが、然も井伊の嚴刑酷罰主義には、  
 頗る異論を挿むものあつたかと思はるゝ。そは安政六年八月二十二日附、長野  
 義言が、三浦吉信への返書中に、

極大工匠(井伊)と京へのぼられ候大工匠(問部)ともめ合の事扱は、皆内間  
 の事共に候。就中常水連(水戸側)の一條扱は、不ニ容易一事にて、其事は既に  
 當節水の重臣追々申出候事、御座候。其趣意は、老卿(齊昭)を此儘に被ニ  
 差置一遅延相成候ては、天狗連騷立、追々押寄候扱と、おとし詞も有レ之、  
 右に被驚候太田大工匠、一寸も早く御慎解にも被成度より、問部大工  
 匠を引入、御自分方にて懸り候はゞ、早々埒明候扱と、専ら申され候事  
 に候。

と云ひ更らに、

併元々太田大工匠(太田)之仕込と申計にて、内心より出来候京行大工匠  
 (問部)之思召にも無レ之様子に付、大に安心仕候。